成年後見制度利用促進専門家会議 第4回成年後見制度の運用改善等 に関するワーキング・グループ 議事録

> 厚生労働省社会·援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進専門家会議 第4回成年後見制度の運用改善等に関する ワーキング・グループ 議事次第

日 時:令和3年9月29日(水)14:00~16:30

場 所:オンライン会議

- 1. 開会
- 2. 議事
 - ①有識者等による報告「後見人等報酬等」
 - ②意見交換
- 3. 閉会

2021-9-29 成年後見制度利用促進専門家会議 第4回成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ

○新井主査 それでは、定刻となりましたので、ただいまから成年後見制度利用促進専門家会議 第4回「成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にあ りがとうございます。

本日は、ウェブ会議システムを活用しての実施としております。また、傍聴席は設けず、 動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

まず、本日の委員の皆様の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。 〇成年後見制度利用促進室長 事務局です。

それでは、出席状況の資料を共有いたします。こちらの参考資料1に記載のとおりの出 欠状況となっているところであります。

なお、山下委員は途中退席ということで報告を受けております。

続いて、ウェブ会議における発言方法を確認します。発言される場合は、zoomの「手を挙げる」機能を使用ください。発言者は主査から指名します。指名に基づき御発言をお願いします。

「手を挙げる」機能を使用しているにもかかわらず、発言希望の意思が会場に伝わっていないと思われる場合は、ウェブ会議システムの「チャット」機能等で会場へ意思をお伝えいただくことも可能です。ただし、原則としては、zoomの「手を挙げる」機能の使用をお願いします。

なお、チャット機能等で記入いただいた内容は、ウェブの画面及び配信動画においても 表示されます。この点、御承知おきください。

よろしくお願いいたします。

○新井主査 ありがとうございました。

議題に入る前に、事務局から、本日のワーキング・グループに関する資料の説明と、私が用意した資料1の説明をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。引き続き説明をいたします。

こちら資料1が新井主査に準備いただきました検討項目に関する資料であります。御覧のとおりです。1つ目が「それぞれの担い手の基本的役割・育成と後見人等の交代について」。2つ目が「報酬決定と報酬助成のあり方について」。「その他」となっております。

続きまして、事務局が準備した資料の説明に移ります。こちらが事務局で準備した資料になります。これは前回の資料と同じということでございます。おおむねの資料の説明は割愛させていただきます。

ネットワークの機能についてということ。こちらは検討テーマに関する参考情報という

ことになります。

こちらが、市町村における司法との連携に関する諸課題ということで、第7回専門家会議に提出した資料になります。こちらにおきましても、後見人等の交代に関することということで、御覧のとおりの意見。

家裁の判断基準等に関するということに関連いたしましても、報酬に関連するような記述がございます。

そして、こちらは、厚生労働省が行った第152回市町村セミナーでの市町村からの自由記載のアンケートで寄せられたものであります。こちらにおきましても、後見人の選任・交代に関することであったり、あと、報酬、費用負担等に関することということで、市町村から種々の意見がアンケートとして寄せられているということであります。

最後に、現行計画及び中間取りまとめの記述ということで、こちらに御覧のとおりのものを前回と同様に添付しているということであります。

本日の議論におきまして、こちらに紹介した資料も参照にしながら、適宜議論を深めていただければと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○新井主査 ありがとうございました。

それでは「議題1 有識者等による報告」に入ります。

本日は、後見人等報酬に関して4件の報告と質疑応答をして、その後に、全体を通して の意見交換を行います。

なお、本日は、最後のワーキング・グループになります。ワーキング・グループの最後に、今後の専門家会議に向けた御提言などを委員の皆様からお願いしたいと思いますので、 あらかじめ御承知おきください。

まず、最高裁判所事務総局家庭局木村課長から報告をお願いいたします。

○最高裁判所家庭局木村第二課長 最高裁家庭局の木村でございます。

最高裁判所からは、成年後見制度の運用改善に関する取組として、後見人等の報酬算定 の在り方の検討状況について御説明したいと思います。

これから御説明する内容は、現時点における全国の家庭裁判所における議論・検討の状況を集約したものですが、本日は、基本的な視点や現時点での考え方の骨格をできる限り分かりやすい形でお伝えすることを主眼としており、その意味で、現在検討している内容を網羅的にカバーしているものではないこと、また、今後検討を進める中で、様々な御意見を踏まえ修正や変更がされる可能性があることをあらかじめ御理解いただければと思います。

スライド1枚目をご覧ください。報酬算定の在り方の検討の経過につきまして、これまで何度か検討状況等を御説明させていただいているところですが、初めに、これまでの検討経過等について改めて簡単に御説明させていただきたいと思います。

後見人等の報酬算定に関する家庭裁判所の従前の実務においては、財産管理の事務負担

が財産の多寡と相応の相関関係にあること等から、財産の多寡を主要な考慮要素として報酬を算定する運用が多く見られました。このような運用は客観的に明確で分かりやすい等の利点もあり、相応に実務に定着していたと言ってよいかと思いますが、中間検証報告でも御指摘があるとおり、実際の事務の内容や負担の程度等に見合わない報酬額になる事案があり得るということは否めず、また、基本計画が重視する身上保護や意思決定支援に関する事務を評価する際の考慮要素としては、財産の多寡は必ずしも合理的とは言いがたいものと言わざるを得ません。

このような観点から、後見人の報酬は、後見人が行った事務に焦点を当て、その内容や 負担の程度等を考慮して算定し、後見人がその事案において必要な事務、すなわち、その 事案において後見人に期待される事務を行わなかった場合は報酬を減額するという基本的 な方向性に沿って、全国の家庭裁判所において検討が進められてきているところです。

2枚目のスライドに参ります。こちらのスライドで検討の視点を整理しております。報酬は、後見人が期待される役割をどのように果たしたかという評価の問題ですので、適切な評価の前提として、まず、後見人に期待される事務の内容の整理が必要になります。その上で、評価の問題として、身上保護や意思決定支援等の適切な評価の在り方、また、担い手との関係では、専門職後見人に期待される事務の適切な評価の在り方も検討を要する重要なポイントとして挙げられます。

検討の際には、中間検証報告にも指摘がありますとおり、成年後見制度の担い手を確保する観点や、本人財産が少ない場合も制度を適切に利用できるようにすべきという観点も踏まえる必要があり、そのような意味で持続可能な制度として運用していくためには、後ほど御説明しますとおり、基盤となる環境整備の問題等を含む総合的な視点も考慮に入れる必要があると考えられます。

また、予測可能性の確保が利用促進の観点から極めて重要であることや、報告事務の負担にも配慮すべきことは、中間検証報告を含め、繰り返し御指摘をいただいているところであり、これらも重要な検討の視点としております。

他方、裁判所において報酬の在り方について検討する上での構造的な難しさもぜひ御理解いただきたい点であります。報酬付与は、現行制度上、裁判で定める事項とされ、個々の裁判体が個別の事案に応じて事後的に判断する仕組みとなっておりまして、裁判の独立の観点からしても、裁判官の判断を拘束するような一律の運用指針や算定基準等をあらかじめ策定することはできません。また、一定の考え方を整理して示したとしても、実際の判断ではその事案の個別の事情を踏まえた修正等があり得るわけですが、事案は相当に多様で、こうした事情をあらかじめ網羅的に整理することは困難ですので、あり得る判断の幅も含め、全体像を誤解ない形でお伝えすることは非常に難しい問題であると実感しているところです。

また、金額等は、各家庭裁判所が中立・公正な立場で判断すべき事項ですので、関係する方々と交渉したり、合意したりするという性質の問題ではありませんが、現実問題とし

て、報酬は、利用者、担い手、双方の立場の方々の利害に切実に関わり、制度の安定的な 運用にも直結する問題ですので、広く御意見を伺い、検討する必要もあります。

各家庭裁判所としては、当然のことながら、金額についてある程度イメージを持ちながら検討を進めていますが、今回の報告では具体的な金額イメージはお示ししておりません。これは、運用イメージ全体が定まっていない中で部分的に暫定的な金額イメージをお示ししたのでは、かえって正確な御理解をいただきにくくなり、今後の検討に深刻な影響を与えることを危惧してのことであります。この点は御理解をいただきたいと考えております。

3枚目のスライドに参ります。こちらのスライドでこれまでの検討の経過を整理いたしました。報酬算定の在り方は、最終的に各家庭裁判所において定めるべきことになりますが、これを支援するため、最高裁判所において専門職団体と議論した内容や、利用者の立場を代表する団体からヒアリングさせていただいた結果等を各家庭裁判所に情報提供し、大規模な家庭裁判所での検討をベースに全国の家庭裁判所の裁判官による協議を繰り返すことで、問題意識の共有や報酬算定の基本的な考え方が集約されてきました。

専門職団体との間では、後見人等の選任の在り方と併せて報酬の在り方について議論し、 事務に焦点を当てて報酬を算定するという方向性の問題意識を共有するとともに、検討の 出発点として、報酬付与の対象である事務の内容等を整理し、各家庭裁判所に情報提供い たしました。

利用者の立場を代表する団体の方々からは、令和元年7月に第1回のヒアリングをさせていただき、事務の負担等に応じた報酬算定という基本的な考え方のほか、後見事務のうち全ての事案において行うことが想定される事務、これはスライド記載の「基本的事務」となりますけれども、こちらについては段階に応じて行うべき事務を一まとまりとして評価し、事案ごとの必要に応じて行う事務、これはスライド記載の「付加的事務」となりますが、これについては事務ごとに個別に評価するといった報酬算定の基本的なアイデアについても御意見を伺いました。

今、申し上げた点についておおむね御異論はなかった一方、各家庭裁判所の判断のばらつきに対する懸念や報酬額の予測可能性確保の重要性等について貴重な御意見をいただきました。

これらを踏まえて各家庭裁判所でさらに検討を進め、全国的な意見交換をベースに集約 した基本的な考え方について一定程度具体的な報酬算定のイメージを示して、御意見を伺 う機会として本年6月に第2回のヒアリングを実施させていただきました。特に今回のヒ アリングでは、さらに多角的な観点から率直な御意見をいただくべく、担い手側からも御 意見を伺い、利用者側、担い手側相互の御意見も踏まえた上での意見も伺いました。

4枚目のスライドに参ります。第2回のヒアリングの結果概要につきましては、今回の 参考資料4を御覧いただければと思いますが、後見人が行った事務の内容や負担の程度等 を考慮して報酬額を算定するという基本的な考え方につきましては、利用者側、担い手側、 いずれも御異論はありませんでした。 ヒアリングでは、報酬額の予測可能性の確保という点を強く意識しつつ、全国の担当裁判官による検討の現時点における到達点としての算定イメージをお示しし、利用者側、担い手側、双方の受け止めを伺いました。例えば、基本的事務に対する報酬額については、就任直後等、段階に応じ、標準的な事案での標準的な報酬額とともに、そこから外れる場合等についての考え方を示すことが想定されるわけですが、スライドの項目4は、このような報酬算定の全体像に関し、標準的な事案との対比でどのような場合に加算・減算されることになるのか、標準的な事案から外れるのはどのような事案であるか等の観点に係る御意見であります。

担い手側からも御指摘があったとおり、後見事件は千差万別でして、標準的な事案として何を想定し、どのような場合にこれと異なるものと位置づけるのか、あらかじめ類型化して整理し、イメージを共有することは容易ではなく、裁判事項である報酬付与の在り方の検討の難しさを改めて感じたところであります。

専門職後見人の行う事務の評価も難しい問題の一つであり、項目5はこの点に関するものです。利用者側からも専門職後見人の専門性に見合った報酬が付与されるべきことに異論はないことが確認された一方、専門性の評価については、専門性がどの点で後見事務に生かされているのかについての説明は必要であるといった指摘がありました。

また、報酬の水準と関連して、後見制度は長期間生活の基盤として継続する制度であるところ、介護サービスや障害者福祉サービスの自己負担額と対比してみても負担は相当に重く、現行の水準も制度利用の障壁となっている面があるなど、報酬が御本人負担であるということに伴う費用負担の問題が改めて指摘されました。報酬助成等の環境整備の必要については、立場にかかわらず一致して指摘が相次ぎました。

さらに、意思決定支援あるいは意思尊重を含めた身上保護の評価につきましては、日常的な収支管理や費用の支払い、福祉サービスの申請・変更等をいずれも身上保護の基本的事務として位置づけるべきなどの御意見が示され、この点につきましては新たな検討の視点をいただいたものと受け止め、さらに検討を進めております。

5枚目のスライドに参ります。こちらのスライドは、第2回のヒアリングの結果を踏まえた家庭裁判所における検討の全体像を整理したものです。報酬額の増減のイメージや専門職の専門性を要する(専門性が発揮される)事務の評価、身上保護を評価する上で必要となる視点等に整理されます。報酬額は事案の困難性(負担の多寡)等によって増減があり得ることから、予測可能性を高めるためには、加算・減算される事案のイメージを可能な限り整理することが有効と考えられます。

右側の2段目、局面に応じた増減のイメージです。例えば、適切な状況把握や課題の見極め、方針検討が必要となる就任時には相応の報酬額となる一方、課題が解消される等、収支や生活状況も安定している時期は事案に応じたベーシックな報酬額となるような、局面に応じためり張りをつけるイメージでございます。

また、専門職の専門性に係る評価が想定される例としましても、就任時等、後見事務の

初期段階が挙げられるほか、専門的知見等を要する課題に対応した場合、これは不可的事務ということになろうかと思いますが、これには専門性が発揮されたことを含め適切に評価する必要があると考えられます。

身上保護事務は、今後さらに検討を要するところでございますが、例えば、福祉サービスの区分変更等の付加的な事務につきましても、個々の法的事務の単位ではなく、チーム支援による一連のプロセスに着目することが、適切な身上保護事務の確保という観点から適切な場合もあると考えられ、こうした観点からより適切な評価の在り方を引き続き検討したいと考えております。

なお、時間の関係で詳細は割愛いたしますけれども、後見監督人につきましても事務の 内容や負担の程度等に応じて報酬算定をすること、就任時、継続中、終了時、それぞれの 段階で行う基本的な監督事務を一まとまりとして評価し、付加的なものは個別の事務ごと に評価するといった基本的な考え方は後見人と同様と考えております。

6枚目のスライドに参ります。ポイントとなる3点につきまして詳細な説明を整理しております。後見事務のうち専門性に係る評価が典型的に想定される1つ目の例として、就任時固有の事務を挙げておりますが、就任時は後見事務全体の立上げの時期であり、その後の事務の長期安定の土台を形成する重要な時期と考えられます。そして、専門職後見人が選任される事案は、財産や生活状況に関する情報を円滑に取得することが難しい、本人・親族・支援者の意向を踏まえた方針の決定が複雑であるなどの事情から、専門性を要する、あるいは専門性が発揮される場合が多く、適時・適切な事務遂行を適切に評価する必要があると考えられます。

2つ目の例ですが、後見人が事案ごとに必要に応じて行う付加的事務の中には、訴訟等の紛争解決や不動産売却に伴う登記上の対応など、専門的知見等を要する場合があります。 そして、専門職後見人が当該課題に求められる専門性をもって事務を処理する場合には、 同様の事務を専門家に委任した場合の報酬水準を参照するなどして適切な報酬額を算定する必要があると考えられます。

事案のイメージの問題については、標準的とは言えない事案のイメージを整理していくことが予測可能性の確保に資すると考えております。スライドに挙げたような事例は、一般に標準的な事案より報酬が高額になる理由のあるものと考えられます。流動資産額が高額であることのみで直ちに負担が重いとの評価につながるものではないというのも基本的な考え方です。

関連して、前回会議にもありました成年後見制度支援信託、預貯金等の支援商品等も適切に組み合わせて積極的に活用し、不正防止のみならず、高額な資産の管理に関する後見人の責任や負担感の緩和を図っていくことも重要と考えられます。

そして、身上保護事務を評価する際の基本的な視点につきましては、先ほど申し上げた ところですが、一般的な類型化になじむのかという問題もあり、実務の蓄積を踏まえなが ら、適切な評価の在り方を引き続き慎重に検討したいと考えております。 現時点では、あくまで一つの視点になりますが、在宅事案は施設入所事案に比して一般に対応すべき事務や身上保護の方針決定において検討すべき事項が多いと認識を共有した上で、個別の事案における具体的事情を慎重に考慮し、評価していくという方向性が検討されています。

7枚目、最後のスライドになります。今後の課題として主なものを3点挙げております。 予測可能性の確保のための方策については、各庁において報酬の目安を作成すること等を 検討しておりますが、その前段階として今年度中にこれに必要な後見人と後見監督人の報 酬算定についての各家庭裁判所の議論を集約する方向で準備・検討を進めております。報 酬の算定が裁判事項、すなわち、事後的・個別的な裁判によることとされていることと予 測可能性の確保との両立は困難な課題でありますが、可能な限り類型的な視点から考え方 の整理を試み、報酬算定のイメージの全体像を分かりやすく、誤解を生じさせることなく 示せるような説明の在り方を引き続き検討してまいります。

次に、報告書式等についてです。適切な報酬算定には、身上保護・意思決定支援に関する事情や、事務の難度が高くなる事案の把握に関する事情などを含め、多角的な観点から評価に必要な事情を過不足なく把握する必要がありますが、報告事務の負担軽減との両立が重要です。第2回ヒアリングに際し、報告書式等についても各団体から御意見をいただき、これを踏まえて現在検討しているところですが、専門性のバックグラウンドや利用者側、担い手側、いずれの立場で成年後見制度に関わるかによっても、報告事項として重視すべき部分の視点の置き方や負担を感ずる部分等が異なっており、必要な記載事項を慎重に整理しながら報告の内容と負担のバランスを調整していく必要があると改めて感じております。

最後に、財産少額事案における報酬の確保の問題です。事務の内容や負担の程度等を考慮して報酬額を算定するという考え方を取る以上、新たな報酬算定の考え方では、仮に御本人の財産額が僅少であっても、基本的に事務の内容や負担が重い事案では相応の報酬を算定すべきことになり、その意味で、実際に報酬が支払えるかという問題は一層明確な形で浮かび上がることとなります。

第2回ヒアリングにおいては、利用者側から本人が継続して支払える報酬額でないと制度の利用の継続・促進につながらないとの指摘があり、また、担い手側からは、現状のままでは算定された報酬額が回収できない事態が少なからず生じる可能性があり、このような無報酬事案の存在が制度の担い手の確保の妨げとなると指摘がされています。

中間検証報告に、本人の資産が少ない場合においても適切に利用することができるようにすることが重要であり、担い手の確保とその報酬の在り方、申立て費用や報酬の助成制度の推進等について併せて検討していく必要があると記載されておりますとおり、報酬助成等の環境整備は、成年後見制度の円滑な制度運用のために解決しなければならない不可欠の課題の一つでありますが、裁判所における報酬算定の新たな運用の開始時期にも影響する問題であると考えております。裁判所としましては、このような総合的な視点も踏ま

えつつ、冒頭申し上げた趣旨に沿って、実際の運用を見据えて引き続き検討してまいりた いと考えております。

以上です。

○新井主査 木村課長、どうもありがとうございました。

質疑応答に移ります。質疑応答の時間は10分を予定しており、画面にタイマーをセット しています。できるだけ多くの方から質問をいただけるように、質問と回答は簡潔にお願 いいたします。

それでは、ただいまの木村課長の報告に質問がある場合、zoomの「手を挙げる」機能で 挙手をお願いいたします。

青木委員、お願いします。

○青木委員 御報告ありがとうございました。私から1点御質問したいと思います。

今、いろいろな検討状況を御報告いただきましたけれども、現場の現実としましては、各地域の後見人の担い手の給源の実情などから、必ずしもその特質や専門性に見合った事案だけを引き受けているわけではなくて、例えば親族や市民後見人がいればしていただきたいようなことを、やむを得ず、専門職後見人や法人後見が引き受けているという地域もたくさんございます。そういう中でも、その給源しかない以上は、的確な報酬が確保されることが必要だと思いますが、現在のお考えの中ではそういった点の考慮がされるような要素にはなっていないようにも思います。この点についてどのようにお考えでしょうか。〇最高裁判所家庭局木村第二課長 ただいま御説明させていただきましたとおり、事務の内容や負担に応じた報酬という基本的な考え方によれば、仮に事案の困難性や負担の程度等の観点から加算すべきといった事情がなければ、基本的には標準的な報酬額を算定することになるのではないかと考えられます。

なお、最終的には個別の事案における裁判官の判断事項となりますが、例えば、基本的事務の負担の程度としては標準的な事案である場合においても、就任時固有の事務において、財産や生活状況に関する情報を円滑に取得することが難しいとか、本人・親族・支援者の意向を踏まえた方針の決定が複雑であるなどの事情から、適時・適切な事務遂行のために発揮された専門性を適切に評価すべき事案があるということは想定されるものと考えているところです。

給源というお話がありました。市民後見人の育成や選任の拡充、専門職・法人後見等の担い手の確保の問題につきましては、成年後見制度の円滑な制度運用のために解決すべき課題であると理解しておりますところ、先日のワーキング・グループにおいて最高裁から法人後見の選任に係る考慮要素について現時点で説明可能な大枠を中心に御説明したところですけれども、後見人等の選任とその後の事情を踏まえた対応や後見人等の給源確保の問題は、福祉行政と司法の両者が整合的に共通認識を持ち、適切に連携する必要が高いテーマであると考えており、最高裁としても、こちらのほうも総合的な視点を持って引き続き各家庭裁判所の検討を支援するなど行ってまいりたいと考えているところです。

○新井主査 ありがとうございました。

ほかに質問はいかがですか。よろしいですか。

それでは、今日は議題がいろいろありますので、もし木村課長にどうしてもということでしたら、後でお願いすることもできますので、一応次の議題に移りたいと思います。

木村課長、どうもありがとうございました。

続きまして、倉敷市福祉援護課の渡邊氏からお願いいたします。

○岡山県倉敷市福祉援護課渡邊主任 倉敷市の福祉援護課の渡邊と申します。

資料のほうを出させていただきます。画面の共有をさせていただきます。

本日は、発表の機会をいただきありがとうございます。これから、倉敷市成年後見制度 利用支援事業の現状と課題について御報告いたします。

まず、本市における権利擁護支援体制について御説明します。本市は人口48万人の中核市です。昭和42年に3市合併した経緯があり、家庭裁判所は、市内に支部が1つ、出張所が2カ所ございます。管内の成年後見制度利用者は、令和2年度末で1216人、市長申立ての件数は80件でした。高齢化率も年々上昇し、精神障がい者手帳、療育手帳の所持者も年々増加しております。

本市での成年後見制度利用促進に係る体制整備については、既存の3つの計画に記載して進めているところです。中核機関の整備につきましては、今年度末の立上げに向けて動いております。中核機関の支援の流れと考え方につきましては、資料の9ページに掲載しておりますので、またお読みいただけますと幸いですが、担当部署と市内の高齢者、障がい者支援センターを一次窓口として連携して取り組んでいく予定です。

それでは、利用支援事業の内容について御説明します。この制度は平成21年から始めており、平成24年からは、市長申立てに限らず、本人や親族が申立てを行った場合も助成対象としております。令和2年度からは要綱上の施設等の範囲を整理し、在宅者の範囲を拡充しました。対象者は、倉敷市が行う介護保険サービスまたは障がい者福祉サービスを利用することができる人で、入院等で実際に利用していなくても対象としています。

次のいずれかに該当する方を対象としています。

1つは、生活保護受給者であること。

それ以外の方で、収入要件としては、単身世帯で年間の収入見込み額が150万以下であり、かつ、資産の合計額が150万以下であること。2人以上の世帯では、収入の見込み額が200万以下であり、かつ、資産の合計額が200万以下であることです。ここで言う「世帯」については、生計同一として住民票の単位を見ており、実際の居住実態ではございません。

後見人等への報酬については、在宅者は月額2万8000円、施設等への入所者は月額1万8000円を上限としています。被後見人等が亡くなった場合は、その遺産から報酬の支払いができない場合に限り助成をしております。

次に、助成件数と助成額の推移と現状について御説明します。表を見ていただくと一目 瞭然ですが、件数、助成額ともに年々急増していることが分かっていただけると思います。 平成21年度の開始当初は5件でしたが、令和2年度は246件となっております。高齢者、障がい者とも市長申立て以外が上回っています。障がい者は年齢が若いので助成期間が長くなる傾向にあります。担当者の所管としましては、倉敷市の人が利用支援事業が使えるからという理由で、低収入や生活保護の困難・虐待案件でも後見人を引き受けてくださる先生が多いことは感じております。近隣自治体は昨年度まで利用支援事業の対象者を市長申立てのみに限定していたため、後見人の方から、倉敷市は本人・親族申立ての人でも利用支援事業が使えるから引き受けていると言われていました。また、本人・親族申立てでも事業の対象者になることから、高齢者支援センターや障がい者支援センターなどの関係機関が法テラスを活用したり、弁護士や司法書士の先生方と連携して、本人・親族申立ての支援をするノウハウを持っているというのも特徴です。

ここからは課題と意見を3点述べさせていただきます。

この課題につきましては、参考資料3の「検討テーマに係る関係資料」の23ページに今年度の市町村セミナーでのアンケート結果が掲載されておりまして、内容としては同じであると考えております。

1つ目は、自治体によって、首長申立てについて後見類型のみを対象とする場合、保佐・補助も含めて対象とするかの範囲が違うこと。また、利用支援事業については、首長申立てのみを対象とする場合、首長申立て以外も含めて対象とするかの範囲が異なっており、被後見人が自治体をまたぐ異動をすると、利用支援事業が受けられない場合があります。

事例として2点挙げております。引っ越しした先で利用支援事業を受けられないことが 分かったこともございます。また、利用支援事業が受けられるよう倉敷市に引っ越しをし ていると言われたこともございます。各市町村の要綱等で対象としている範囲が同じであ っても、少しずつ異なっているため、まず、こうした現状の調査をする必要もあると考え ます。本人の権利擁護のためにも、全国で同じ条件のもとで利用できる制度としていく必 要があると考えています。

意見の2つ目として、市の財政負担が重く、高齢化の進展に伴い、制度の維持が困難になってきているということです。参考資料5に国の事業の助成内容についての資料をつけていただいておりますが、こちらの事業は、高齢者分野は任意事業、障がい者分野は必須事業でございます。国庫補助事業ですが、高齢分野は、国の負担金が38.5%、都道府県負担が19.25%、市町村負担が19.25%です。障がい者分野は、国の負担が50%、都道府県負担が25%、市町村負担が25%となっています。しかし、障がい分野の補助率は、国の予算額に限りがあるため、昨年度、国の実質の補助率は32%、都道府県は16%、市は事業費の5割強を負担することとなりました。

また、家庭裁判所の報酬の算定基準が明確でないことや家庭裁判所が前年度に審判した 人のうち利用支援事業の対象になる人が何人いるのか、情報が来ないので、財源確保に向 けた根拠を示しづらいという課題もございます。この補助形態を継続するのであれば、自 治体に対する国補助を拡大し、安定した財源のもとで利用できる制度にする必要があると 考えます。

3点目につきましては、おおむね意見になりますが、今後、多様な主体が後見人として活動できる環境を整備していくためにも、被後見人等の資力の有無にかかわらず、安心して制度が利用できるよう、全国どこでも後見人等が一定の基準に基づいた報酬を受けられるような助成制度の見直しを検討していくことが必要であると考えます。これは現在の補助事業の枠組みの中だけで考えるのではなく、資力が低い方の報酬額付与決定の在り方や、被後見人等が資力の高低に限らず安心して利用できる体制づくりについて幅広い視点での検討が必要であると考えています。

これらのことは市町村単独でできることではございません。司法、福祉、また、国・県・関係者団体等、それぞれ立場は違いますが、御本人が様々な支援のもとで安定した生活を送れているという目指す像は同じであり、専門とする分野が違うからこそ力を出し合い、解決していけるよう、このような場で検討を重ねていくものと思っております。

発表は以上となります。ありがとうございました。

○新井主査 渡邊さん、どうもありがとうございました。

質疑応答に移ります。質疑応答の時間は10分を予定していますので、質問と回答は簡潔にお願いいたします。

それでは、ただいまの渡邊さんの報告に質問がある場合、zoomの「手を挙げる」機能で 挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

西川委員、お願いします。

○西川委員 非常に充実した制度を用意していただいており、うらやましく感じたところではあるのですが、そのことを前提に2点ほど御質問させていただきます。

まず1点目です。報酬助成に関して、世帯収入、世帯資産の要件があるという御説明でした。ただ、報酬を受領する側からすると、世帯にどれだけ収入、資産があっても、本人に資産がないと報酬は受領できないので、そこにそごが生ずる場合があるわけです。このことは重々承知されているのでしょうけれども、いろいろな事情があってこういう仕組みにしているのだと思います。そのあたり、どのようなお考えでこういう要件を設けているのでしょうか。いろいろな事情があると思うものですから、教えていただければというのが1点目です。

2点目は、いきなりの質問ですので、細かい数字は出ないのかもしれませんけれども、分かる範囲で教えてください。成年後見制度利用支援事業の報酬助成の上限額が月額2万8000円とか1万8000円ということをお示しいただいております。先ほどの最高裁の説明でも指摘がありましたけれども、特に就任時、初期段階では適切な状況把握とか課題の見極め、方針検討とかをしていますので、基本的な事務だけではなく、負担が大きい事務を実際には確実に行っているのですけれども、そういう負担感がある事務を実際に行っている専門職の立場から見ると、この助成の上限額では基本的事務の報酬分だけしかカバーできていないのではないかとも感じているところです。これはあくまで上限ということですの

で、上限に満たない助成というのもあると思うのです。実感で構わないのですけれども、 上限いっぱいの助成が多いのか、あるいは上限に満たないケースが多いのか。そのあたり も分かれば教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○岡山県倉敷市福祉援護課渡邊主任 質問ありがとうございます。

1点目につきましての世帯というところですけれども、困窮者という範疇で言う「世帯」ということで用語のほうは設けている経緯があると思っています。先ほど発表の中で「住民票の世帯」と申し上げたのですけれども、実際は、後見人がついている方については住民票も分けられているというケースがほとんどです。実際、一緒に住んでいたとしても、住民票が分けられていれば世帯としては別ということで、このケースで助成をしなかったというケースは、私も3年間しておりますけれども、ほぼないと考えております。

2点目につきましては、上限額というところは、平成12年の厚生労働省のQ&Aで示された金額で設定しているものになります。担当者の所管として感じるのは、施設入所者の方については、岡山県では23万から25万ぐらいの間で出ておりますので、施設の方については21万6000円の上限いっぱいを出しているケースがほとんどになります。在宅の方については2万8000円の上限よりも少ない場合が多いかなと考えております。

- ○西川委員 ありがとうございます。
- ○新井主査 続きまして、星野委員、お願いします。
- ○星野委員 星野と申します。御報告ありがとうございました。

課題・意見で述べられていらっしゃいました自治体によって対象が異なるということは、本当にそのとおりだなと思って伺っておりました。例えば、御本人の住所が変わることによってこの利用支援事業が該当しないということで、身上保護の面で余り積極的になれない後見事務が行われているのではないかという課題を感じているところもあるのです。ここで「全国同じ条件のもとで利用できる制度」と書いていただいているのですが、もしお考えがあれば教えていただきたいところなのですが、首長申立てを行ったところがずっと対応するということが全国共通のものとなると、それはある程度解決することもあるのかとか、倉敷市さんのほうでこんなような方法があればというものがもしあれば、教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岡山県倉敷市福祉援護課渡邊主任 御質問ありがとうございます。担当者としても、首長申立てをできるけれども、利用支援事業が今後使えないという場合もありまして、その後のことを考えながら首長申立てをするようなケースも多々ありますので、星野委員さんが言っていただいていることは、こちらの市町村側としてもいつも課題に思っていることです。

そういう中では、例えば、高齢者の部門だったり障がい者の部門ですと重症特例という制度がありますので、そういった制度の枠組みと同じような考え方であれば、申立てをしたところで異動した後も見るとか、サービスの主体が替わった段階でそのサービスの主体になるところが利用支援事業を見るという方法もあると思いますので、何らかの制度にの

っとった形のものを使っていくというのも一つ方法としてあるのかなと思っております。

- ○新井主査 続きまして、青木委員、お願いします。
- ○青木委員 御報告ありがとうございました。

今までの制度は、上限額についてはおっしゃった厚労省の目安に従って設定いただいていると思いますけれども、今日の裁判所の報告にあったように、財産額が少なくとも、事務の内容や負担によっては相応の報酬にしたいという一つの考え方が示されています。それに基づきますと、全く収入がない方であったとしても、大きな負担を伴う後見事務の場合には、現在の上限よりは月額が大きな報酬決定がなされると想定した場合に、そういったことについて助成制度で賄うとしたときの課題というか、困難性があるのか、あるいは工夫をすればできるのか、そのあたりを教えていただければと思います。

○岡山県倉敷市福祉援護課渡邊主任 御質問ありがとうございます。

今日、最高裁の方の御報告にもありましたが、報酬算定の在り方が検討されて、加算や 負担に応じて報酬額が変わる場合には、事案に応じて月額条件を引き上げるようなことも 検討することになると思うのですが、その際には、課題が大きく2つあると思っています。

1つ目は、今の上限額というのが国のQ&Aを参考にしているという点です。平成12年の厚生労働省のQ&Aで示された金額をもとに、在宅が2万8000円、入所者1万8000円ということを出していますので、今現在、自治体で対象者が違うという地域格差に比べて、金額に関しては地域格差は多少少ないという印象があるのは、このQ&Aがある影響だと思っています。ですので、在り方の見直しに連動して、利用支援事業の全国標準的な実施に向けて通知なども整理されないと、今回挙げたように、市町村によって報酬助成の範囲がますます異なってくると思いますので、この報酬の在り方を検討するのと同時に、利用支援事業をどうしていくのかということは検討していく必要があるのではないかと思っています。

2点目としては、制度が今のまま続けば、市町村が財政負担に耐えられなくなるという ことはあると思います。報酬算定の在り方の検討が今後なされるときに、利用支援事業に ついても、本当に今のままの制度でどこからどのようにお金を出すのかということをこう いった場で検討して改変していく必要があると思っています。

○新井主査 質疑応答をこの辺で打ち切ってよろしいですか。

それでは、渡邊さん、どうもありがとうございました。

次に、後見人ごとの活動事例について報告をいただきたいと思います。これは、報酬等の在り方の議論に当たっては、市民後見人、法人後見、専門職後見人といった担い手ごとの特色を踏まえることが有益であるとの委員意見を踏まえて報告いただくものです。また、専門職団体の資料についてもあらかじめ説明をいたします。資料の中の後見人等が行ったことについて赤字の部分があります。これは、専門職としての専門性が発揮されていると各団体で考えているものです。また「後見人等が行ったこと」の横に〇がついている部分があります。これは、現場の視点から、後見人の業務内容が家庭裁判所に評価されているのではないかと各団体が考えているものです。

それでは、説明は、市民後見、法人後見、社会福祉士、司法書士、弁護士の順で行っていただきます。これについては質疑応答は予定しておりませんので、よろしくお願いします。

では、まず、市民後見人について、厚生労働省老健局からお願いいたします。

〇厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課小薮課長補佐 厚生労働省老健局の小薮 と申します。私からは、市民後見の事例につきまして発表させていただきます。

では、画面共有いたします。市民後見人は、御本人と同じ地域で生活している一般住民ということで、その地域の情報をよく把握していたり、あるいは御本人との交流を頻繁に行うなど、後見人としての職務を含めまして、きめ細やかな対応を行うことができるというのが大きな特徴と考えてございます。そういった特徴を生かしまして地域生活の継続等の支援を行った市民後見の事例につきまして、簡単に御紹介したいと思います。

69歳男性の事例で、市長申立てによりまして後見が開始され、当初の法人後見から市民 後見に交代したという事例でございます。

この方の生活歴でございますが、高校卒業後、リサイクル工場で定年まで就労。両親と 弟との4人暮らしでございましたが、両親が亡くなり、弟も病死して、頼れる親族がいな くなるという状況になりました。その後、アパートで独り暮らしをして、友人と喫茶店に 行くなど過ごしておりましたが、体調を崩して入院することとなりました。

生活上の課題といたしましては、統合失調症を患っておりましたが、服薬ができていないという状況であり、また、家賃の滞納や税金や保険料などの未払いもありまして、市役所から包括と中核機関に相談が入りまして、市長申立てにより、当初は法人が後見人として選任をされました。

法人後見によりまして、有料老人ホームへの入所契約、不動産や車の処分、債務の弁済等を行い、財産管理を含めて生活が落ち着いたタイミングで、リレー方式による後見人交代の検討、中核機関から市民後見人となる方への打診等を行いまして、翌年、法人後見から市民後見人に交代をいたしました。

市民後見人就任後は、週に1回施設を訪問いたしまして、御本人と面談。その際、御本人からは、以前のように友人たちと喫茶店に行きたいの希望を聞き取り、施設や監督人とも相談し、方法を一緒に検討。往復の交通手段など調整をした結果、喫茶店で友人と会うという希望を実現することができまして、これまでの習慣ですとか、友人たちとの関係の継続を支援することができたということでございます。

また、面談の中で、今度は、御本人からはスナックに行きたいとの要望がありまして、 再度、施設や監督人と相談。今回は夜間の外出となることやお酒の問題など課題が多くご ざいましたけれども、関係の皆さんと一緒に知恵を出し合って対応を考え、最終的には御 本人の希望をかなえることができました。市民後見人も、後見人としての代理行為に加え まして、自ら定休日を調べたり、関係者の日程調整を行うなど、御本人の希望に向けて尽 力をしたということでございます。 また、御本人の希望を踏まえまして、お墓参りへの同行ですとか、入院中にこれまで入 所していた施設が閉鎖をしてしまったために、新しい入所施設への見学に同行して契約事 務等を行いました。最後は、御本人の意向に沿って死後事務を行いまして、家族のように 見送ったということでございます。

市民後見人としての活動を振り返りますと、毎週訪問をして、御本人の話をよく聞くことで御本人のことをよく知ろうとしたり、何を望んでいるのかということを聞き取り、これまでの暮らしの継続や、何とか御本人の希望をかなえたいという気持ちが活動に表れていたのではないかと考えます。また、地域の理解や支援の輪を広げながら、本人らしい人生に最後まで寄り添い、一緒に過ごすことができた、そのような後見活動だったと考えます。

その地域の資源を活用しつつ、地域の様々な支援を得ながら、きめ細やかな対応を行ったという、市民後見人の特徴を活かした事例を御紹介いたしました。

私からは以上です。

○新井主査 ありがとうございました。

次に、法人後見について、厚生労働省障害保健福祉部からお願いいたします。

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室高橋室長補佐 障害福祉課の高橋と申します。私からは、社会福祉法人による法人後見ということで、 法人後見に取り組んでいただいている社会福祉法人より聴取したものを2例ほど御紹介さ せていただきたいと思います。

次のページをお願いします。まず、法人自体なのですけれども、いわゆる社会福祉法人で、社会福祉協議会以外の社会福祉法人ということで、法人の概要のところに記載してあるとおり、1980年代に任意団体として活動を開始し、後年、社会福祉法人の設立が認可された。その後、成年後見の法人後見を開始したということです。主には、障害者を対象にしたグループホームであるとか、通所系事業所、計画相談事業所、成年後見支援センター等を運営している社会福祉法人でございます。

次のページをお願いします。まずは、事例1つ目でございます。お姉さんから暴力を受けた事案で、個人での受任が難しかった事例でございます。御本人については、年齢40代、女性、療育手帳3級、知的の方で区分は5という状況。外出は一人で可能ですけれども、金銭とか服薬管理はなかなか難しい。

この方のサービスの利用状況でございます。生活保護を受給していて、精神科のクリニックにも通院している。グループホームに入居しつつ、日中は通所の事業所のほうに通われているといった状況。

家庭環境についてですが、4人きょうだいの末子。お兄さんは子供の頃死亡。お父様も死亡。お母様は特養に入居している。お姉さんが2人いるのですが、1人は近くに住んでいて、もう一方のお姉さんは一切の関わりを拒否しているといった状況の方でございます。次のページをお願いします。後見人選任までの経緯でございます。特別支援学校卒業後、

両親と御本人の3人暮らしで、お父様がお亡くなりになって、お母様も要介護状態になったということで、近くに住むお姉さんがこの方の面倒を見ていたところでございます。

お母様が、先ほど申し上げたとおり、特養に入居したことから、お姉様が御本人と同居するようになったのでございますが、お姉さまが本人を叱責することが日常化するといったことで、近所の人から警察へ通報が御本人はお姉様を恐れるようになり、この後、本人は緊急でグループホームで生活をし始めたというところでございます。

「③受任打診まで」ということですが、お姉様のほうは、御本人様を厳しくしつけないといけないということで、今後も強く関わりたいという意向があって、本人の安全確保といったものが課題となっています。一番下段ですけれども、自治体の担当課から首長申立てによる後見制度利用を検討中ということで、お姉様が本人を探し出して不適切に関わるおそれもあるためといったところから、個人での受任はなかなか難しく、法人後見が望ましいと結論が出たため、障害者支援について経験のあるこちらの法人に依頼があったといったものでございます。

次のページをお願いします。「受任打診から審判確定までの経緯」ということで、法人 と御本人様に利益相反関係はないということ。あと、本人の生活とか専門的支援を考慮す ると、法人で受任することが適当だといったことで、候補者受託を決定しているといった ところでございます。

生活が安定するまでの間、後見人が行ったこと、法人のカンファレンスの中で、グループホームを含め、それぞれの機関が担う役割について検討を行い、現在、関係機関内で連絡の徹底に取り組んでいただいて、カンファレンスとか、その都度の連絡で一元化や方向性の確認を行って、各機関の役割分担とか連携が図られつつある状態です。そういったところでございます。

あと、事例2でございます。70代男性、統合失調症、認知症ということでございます。 外出は一人で可能だが、金銭管理・服薬管理は困難ということでございます。サービスの 利用状況は、高齢者向け住宅に賃借で入っていたが、特養のショートステイを利用中とい うことです。家庭環境については、高齢のお兄様が1人。経済状況については、お兄様が 本人支援のために信託した財産が1000万円あって、高齢者住宅も賃借中で、荷物処分は行 っていないといった状況です。

次のページをお願いします。「生活歴から後見人等選任までの経緯」です。20代で統合 失調症を発症、50歳頃から精神障害者のグループホームに入っています。70代からは高齢 者向けアパートに居住している。お父様は3年前に死亡といったようなところでございま す。

「特養の利用から受任打診まで」のところでございますが、自宅で倒れて緊急搬送。そのまま特養にショートステイになって、ショートステイ中、幻聴・幻覚等々の精神症状が現れてきたということです。本人は独り暮らしとか金銭管理に不安を抱いて、介護施設の入居手続とかを誰かに頼みたいと希望しているといったところでございます。こちらも自

治体担当課から、高齢者向け住宅の解約と介護保険施設との契約を課題として、成年後見制度の利用を検討中ということで、法人に受任の依頼が来たといったところでございます。

次のページをお願いします。受任検討委員会で受任することを承諾するといった結論が あって、こちらの法人で受任をしているといったところでございます。

後見人が行ったことでございますが、銀行で信託財産について、確認、送金額の相談を 行う。今度入られる認知症対応グループホームを見学して、契約・入居の支援。あとは、 その御自宅の解約をやっているところでございます。

最後のページをお願いします。「法人後見の特長」の「一般的な法人後見の特長」のところで、1つ目としては、長期に支援が必要と見込まれる当事者に対しての支援が可能であるということ。あと、法人として組織的対応をすることで、個人では受任がなかなか難しいような事案の受任が可能ということ。あとは、社会福祉法人が法人後見に携わることへのメリットとして、まず、不正行為が行われにくいだとか、社会福祉法人として定められた基本財産があり、基盤がしっかりある。そういったことが法人後見のメリットとして挙げられるといったところでございます。

私からの説明は以上になります。

○新井主査 どうもありがとうございました。

次に、社会福祉士について、星野委員からお願いいたします。

○星野委員 それでは、画面共有させていただきます。「社会福祉士の専門性を生かした 事例」ということで御報告させていただきます。

まず、社会福祉士の受任の状況について、統計資料からその特徴を御報告いたします。 2020年2月の統計資料によりますが、全国の社会福祉士会、ぱあとなあへ名簿登録をして いる受任案件のうち、約38%が市町村長申立ての案件になっております。また、被後見人 等の御本人の状況ですが、ぱあとなあの統計では、知的障害と精神障害の対象者の方が約 48%となっています。このあたりは社会福祉士の特徴としてまずお伝えをいたします。

続きまして、1つ目の事例ですが、「本人の意思を尊重した生活の実現に向けたチームづくりの事案」です。事例の中身を細かくは解説いたしません。ブルーの白抜きのところがポイントになっていますので、御確認いただきたいと思います。

まず、この事例は、これまで御本人の生活を様々な観点から支えてきた身近な御親族が何らかの理由でその支援の継続が難しくなった際に、後見人として支援関係者とチームを作って対応したという事例になっております。後見人等が御本人の生活が安定するまで様々なことを行っていますけれども、成年後見人として福祉サービスの利用契約をすることがありますが、それは本人の意思を尊重し、本人の望む生活が実現していくためにサービスの提供内容を検討したり、本人の願いや希望を引き出してサービス提供者と共有し、その実現に向けた意思決定支援ができるチームを形成していく、これは後見人の大きな役割の一つであり、身上保護の一環と考えております。

この事例のようにチーム形成が不十分な場合は、必要に応じて後見人が前面に出てチー

ムメンバーへ積極的な働きかけを行い、調整を依頼する必要があります。チームが機能している場合には、後見人が前面に出ない形で日常生活の安定を目指すことが多いかと考えます。個人的見解ですが、社会福祉士後見人は前面に出ない形がどれだけ維持できるかということをいつも考えて実践しているように私は思っています。

続きまして、2つ目の事例になります。「虐待対応で家族との交流の再開を目指した事案」ですが、これは社会福祉士の特徴というところで御紹介をしたいと思っている事例です。赤字のところが社会福祉士としての特徴なのですが、虐待に至らざるを得ない状況に置かれた養護者支援、これは養護者自身にも成年後見制度などの何らかの権利擁護支援が求められる事案、あるいは養護者自身が生活困窮状態であって、その改善に対する支援が求められる事案など、養護者を支援するチーム形成を促して、後見人を含む本人支援チームと、その連携を常に意識する関わりを求めるような事案が社会福祉士が対応する特徴ではないかと考えております。

時間になってしまっておりますので、最後のスライドのところに行きます。社会福祉士の専門性の要素はここでまとめたとおりですが、報酬との関係について一言申し上げます。身上保護の内容や意思決定支援は、財産管理のように見える化することが非常に難しい。また、身上保護や意思決定支援をどのように評価し、さらに報酬にどう反映させるかということは非常に大きな課題だと感じます。身上保護や意思決定支援は法律行為を行うべースとしてあります。その行為の一つ一つの積上げではなく、一連の経過・プロセスの中で捉える必要があるのではないかと考えます。

私からは以上です。ありがとうございました。

○新井主査 ありがとうございました。

司法書士については西川委員から説明をお願いいたします。

○西川委員 画面共有します。

「司法書士の専門性を生かした事例の報告」ということで、1つ目の事例は、入院費の 支払いがされないということで司法書士が選任されて、財産状況も分からない中で財産を 調査した結果、遺産分割、不動産の売却等を要した事例というものです。

時間がありませんので、赤字の部分を中心に説明させていただきます。

財産状況が分からないということで、不動産を調べたと。ここでは固定資産名寄帳の写しを取得したという事例ですけれども、法務局で登記事項証明書を取得する。登記事項証明書あるいは法務局の図面から不動産を調べるということは、司法書士は日常業務でやっていることです。さらに、最近では、法務局まで行かなくても、インターネットで登記情報を取得するということは司法書士であれば誰でもできる、やっていることですが、そういったことをこの事例でもやっております。

それから、次の上のほうなのですけれども、賃貸物件の賃借人が家賃を払っていないということで督促をした、最終的には分割払いの合意をして和解契約を締結したということをこの事例で行っています。

それから、その借主から、物件が雨漏りしている、修繕したい、あるいは家賃を減額してほしいという要望があって、そういった要望に対して対応して、最終的には転居先を見つけて退去していただいたということをこの事例ではしております。

それから、建物を解体しなければいけないという作業をしている中で、土地の法務局備え付け図面を取ったところ、底地が袋地になっている、公道に接していない、このままでは売却できないということで、隣地の所有者を探して買取りを打診したという作業。それから、その物件が亡くなった夫の名義のままで、そのままでは売却できないということで、遺産分割協議を行った。養女と分割協議を行って、代償分割と言いますけれども、養女2人が、不動産は要らない、お金でもらいたいという主張をしたので、そういった内容の遺産分割協議を成立させて相続登記をしました。それで売却して、売買による所有権移転登記もしましたという事例です。

そのほか、御本人の希望で、物件売却して寄附したい、永代供養も今のうちにしておきたいということをお聞きして、そういった作業を家庭裁判所とも相談した上で行ったということが書いてあります。

そのほかにも、土地の地目変更の登記が必要だとか、境界標の復元、地積更正登記等、あるいは建物の表題登記と書いてあります。これは直接的には司法書士の専門業務ではないのですが、隣接している登記業務ということで、司法書士であればこれらの意味はすぐ理解してすぐ動くことができるという特徴があります。建物の所有権保存登記。権利の登記は司法書士本来の業務です。そのほか、家財道具は本人の希望を聞いて処分しただとか、仏壇等は、魂抜きと書いてありますけれども、精根抜きとか言ったりするのですか、そういった供養も多くの司法書士が実際に行っているということです。

この事例は、入院費を支払うためということで始まったのですけれども、財産調査、遺産分割、不動産売却等、司法書士の特徴が生かされた業務ということになると思います。

2つ目は、親族から支援が得られないということで司法書士が選任された例です。例えば、ここでは、親族の方のこれまでの管理がよろしくなかったということで、使途不明金を確定して請求するという手続を取ったり、自宅に未払い金の請求書が届いているということで、これを整理していって、必要性、重要性に応じて返済計画を作って払っていく。これは、本人の在宅に戻れるのか戻れないのか、そういったことを勘案しながら、サービス担当者会議などにも出席して支払いの優先順位を考えて、払うものは払って、後回しにするものは後回しにするという作業をしたという事例です。

最後に「司法書士が専門性を発揮しているケース」ということで書かせていただきました。基本的には「2 財産管理上の課題がある」というところ。今日の事例では不動産の売却とかが多かったのですけれども、訴訟を含めてこういったものがまず司法書士が専門性を発揮できるところです。さらに、今日の2つ目の事例もそうだったのですけれども、このスライドの1のところですね、本人を支援する体制がないとか、そういう体制が希薄で身上保護上の課題があるというところ。つまり、課題がよく分からないけれどもという

ケースで、この(1)から(5)に書いてあるようなことも現実には司法書士が選任されて後見事務を行っているという御報告です。

以上です。

- ○新井主査 ありがとうございました。 次に、弁護士について、青木委員、お願いいたします。
- ○青木委員 青木でございます。それでは、御報告いたします。 弁護士の特性が最も表れている2つの事例を御紹介しています。

1つは、親族間紛争と呼んでいますが、御長男と御長女さんのように、御本人さんの財産管理や介護のやり方をめぐってどうしても争いが起きてしまう場合に、いずれかから後見人の選任ということがございます。この事例などは典型的なものになります。詳しくはお読みいただきたいと思いますが、長女さんも長男さんもそれぞれに御自分の言い分があって、御本人さんに対する考えが違うということになります。その場合に、弁護士としては、後見人になって、もちろんルーティンの後見事務をしながら、御本人にとって何が一番いいのかということを考える、決して親族に引きずられずにしっかりと御本人の立場から、どこで住むのがいいのか、どのようにお金を使うのがいいのかということをしますが、当然、双方からクレームが来たり、文句が来るのを御本人の立場でそれを守り抜くという、心理的にも具体的な対応上もたくさんの負担をしながら対応していきます。

このようなものに加えて、この事例では、これまでの管理が十分でなかったために御本人さんの財産が十分に管理できていないことを、法律家の観点でしっかりと修正をかけていくという、まさに弁護士でなければできないようなこともしますし、場合によっては、長男さんに対して十分な説得をして御本人さんの権利を守ることをしていくことも必要になっていきます。それでもなお、御家族間の不満は続くわけですけれども、そういう不満をずっと抱えながら、しかし、本人さんにとって何がいいかを最後までしっかりと見届けながら生活を支えていく。そういう意味で、弁護士でなければできない一つの典型例になります。

2つ目は虐待事案です。特に親族さんが不満に思って自治体や弁護士にたくさんのクレームを言ってくるような事案というのが一つの典型になります。この場合は、虐待に基づいて、やむを得ない措置ということで、特養に入って、面会制限などをかけるわけですけれども、その後もそれについて御本人さんにとってどうなのか、虐待をしていた方がどのように変わっていくのかということを、絶えず自治体の虐待担当室と連携を取りながら、一つ一つ確認をし、対応をするというケース。実際には娘さんからの対応もたくさんありますし、娘さんが使ってしまったお金の回復をどう図るかということも含めて、様々な面で通常の後見人とは違った対応をたくさん求められることになってきます。

なお、この「○」がついているのは、裁判所が評価していただいているところに「○」をつけているという御説明が先ほどありましたが、そうではなくて、これはあくまでも裁判所が整理した標準的、あるいは通常想定される後見事務には入っているかどうかという

ところで「○」をつけていますので、現在評価されていると感じているわけではないこと を念のために申し上げておきたいと思います。

また、このように一見落ち着いたと見えましても、虐待対応している中では、この娘さんの変化というのは後も起きますので、落ち着いたというふうに簡単には評価できず、その後も御本人のためには弁護士が娘さんとの対話を継続しないといけないという目に見えない対応が続くのも特徴になっていると言えます。それは第1例目の親族紛争でも同じことが言えます。

こうしたもの以外にも、ここにおきまして前回も御報告したような様々な面で弁護士の 専門性を生かした後見事務を引き受けておりまして、ここに専門性を発揮できるのではな いか。それに対して適切な報酬等での評価ができていない、あるいは財産がないと判断す る対応もたくさん行っているというところがこれからの課題になると思っています。

以上でございます。

○新井主査 ありがとうございました。

次に、上山委員から、ドイツの世話制度における報酬体制について報告をいただきます。 説明20分、質疑応答10分を予定しております。

上山委員、お願いいたします。

○上山委員 よろしくお願いします。

本日は、報告の機会をいただきましてありがとうございます。私からは「ドイツにおける法定後見人の報酬制度」について御説明を申し上げます。

報告の概要としては、まず冒頭に、ドイツの法定後見の基本的な特徴についてごく簡単に触れた上で、ドイツにおける報酬制度がどう変わってきたか、そして、現在の報酬制度がどのようになっているのかという点について御説明を申し上げます。

実は、今年の5月に後見法及び世話法の改正に関する法律がドイツで成立いたしまして、2023年1月1日に施行される予定になっています。今回の5月の改正も、民法改正を含む大型の改正でして、今日のお話の対象である報酬制度や職業世話人の位置づけにも関わるのですけれども、その改正法とごちゃごちゃになるとかえって分かりにくいかと思いますので、今回はあくまでも2019年の時点で成立した現行法を解説するということでお許しを願えればと思います。

まず、ドイツの法定後見制度の基本的な特徴ですけれども、日本が法定後見について3類型制度を取っているのに対して、ドイツは一元的な制度設計になっています。つまり、制度上は、世話、あるいは法的世話と呼ばれる1類型が受け皿としてあるだけで、具体的な個々の事案について、必要性の原則、補充性の原則に基づいて、テーラーメイドの形で事案ごとに世話人の権限を設定する形になっています。

2つ目の特徴ですけれども、ドイツ法上では、法定後見の開始、つまり支援と本人の行為能力の制限というのが形式上完全に切り離されています。したがいまして、法定後見が発動しても、原則的には本人の行為能力は制限されないという形になります。ただし、例

外として、必要最小限の範囲で同意権留保という仕組みがあります。これがドイツ法上の制限、行為能力制限になりますが、世話案件全体の5%から6%がこの行為能力制限の対象になっています。残念ながら、現在、統計上、正確な法定後見の数値が分からないのですけれども、ドイツ全体で130万件弱の利用があると考えられています。そのうちの6%となりますと、行為能力が制限されている人は8万人弱で、日本の成年後見の対象者よりも少ない数字になるということが特徴的かなと思います。

3番目の自然的行為無能力、あるいは自然的行為無能力者というのは、日本法上の意思 無能力制度と大まかには同質の仕組みと考えていただければよろしいかと思います。した がいまして、後見制度の外での契約能力等の制限というかたちになります。

3番目のドイツ法の特徴です。先ほどの話とも関連しますが、世話人の権限というのが 基本的には事案に必要な最小限の範囲での法定代理権に限定される形になります。少し正 確な説明をいたしますと、世話が開始される際に、世話人の職務範囲を裁判所のほうで必 要最小限、例えば不動産の管理であるとか預金の管理、あるいは、さらに細かく限定する こともあるのですけれども、具体的に決定することになります。そして、その不動産の管 理が世話人の職務範囲として決定された場合、その職務を遂行する上で必要な法定代理権、 裁判上及び裁判外での法定代理権が与えられるという形になります。

簡単に統計を見ておきますと、ドイツの全国レベルでの信頼できる統計というのが、実は、冒頭に申し上げたように、2015年末の段階で止まっていますので、そこでの比較になりますが、2015年末の段階で法定後見が約130万件弱。ただし、ドイツ法上ピークが2012年末で、2012年以降少しずつ件数が減っておりますので、現状、この数値よりももう少し数値が下がっている蓋然性が高いかなと思います。日本の直近では、2020年末の数値があるのですが、ドイツ法と比較するために、同じ2015年末で見ますと、当時の法定後見の総計が18万9070件で、これを人口1000人当たりで引き直しますと、日本が人口1000人当たり1.5件の利用にとどまるのに対して、ドイツでは15.8件で、非常に大きな差があることになります。

続きまして、法定後見人のことを「世話人」と呼ぶのですが、この世話人の供給母胎がどうなっているのか。これもデータのある最新のものとして、2015年のデータで御紹介しますと、まず、親族が約5割、その他の名誉職世話人が約5.7%。これは日本で言うところの「その他知人」、「市民後見人」などを併せたものとお考えいただければと思います。これらを全て併せて名誉職世話人ということで、この人たちは基本的には無償で法定後見を行う人ということになりますが、これが過半数を超える程度ということになります。基本的に、年々、名誉職世話人の類計が親族を含めて減少しているというのがドイツの実情でございます。

3番目の職業世話人。自営業型、あるいは自由業型の職業世話人というのが約4割となります。これは、日本の専門職後見人にほぼ相当するものとしてイメージしていただければよろしいかと思います。当初は弁護士が圧倒的に多かったのですけれども、その後、い

わゆる社会福祉士のような社会福祉の専門家のほうが年々増えてきているという状況があります。

4番目が世話社団ということで、これは法人後見の類型になります。

5番目が、日本にはありませんけれども、公的後見の類型になります。

今、世話人の類型別選任割合を年を追う形で御覧いただいていますけれども、2000年の段階では親族世話人が60%でかなりの比率を占めていたのが、ここの数値がどんどん小さくなっていって、それを補充する形で職業世話人の選任比率がドイツで高まっているという形になります。このあたりの大きな傾向は実は日本の状況と余り変わらないことになろうかと思います。そして、少なくとも2000年以降は世話社団と法人後見と官庁後見についてそれほど大きな違いはないですが、世話官庁については選任比率は年々減っていっているという状況があります。

実は、1992年の現行法になった時点では、世話官庁の選任率は10%を超えていました。 それが法人後見と職業後見人に吸収されていっているというのが大きな流れになるのかな と思います。

報酬についてどう変わってきたかということですけれども、ドイツの場合、現行の世話制度は1992年にスタートしています。その段階では、報酬についての明確なルールがありませんでしたので、実際に仕事をした分だけ青天井に近い形で報酬が申請される。後ほど申し上げますけれども、他のヨーロッパ法の多くと同様、ドイツでも、本人に資力がない場合には国庫から報酬費用が支出されることになりますので、これが国家財政問題に直結したということになります。そして、1999年に最初の世話法の大きな改正があったのですが、このときの改正の重要な目的として、職業世話人の報酬の国庫負担が大き過ぎるので、それを何とか削減したい、そのためにも明確な報酬のルールを作ることが必要だということで「職業後見人の報酬に関する法律」という特別法を制定しまして、ここで現行制度につながる報酬制度の原型が作られることになりました。

そして、2005年に再び第2次世話法改正ということで、民法改正も含む非常に大きな改正があったのですけれども、このときも、要するに法定後見の件数が多過ぎるので、これをできるだけ任意後見の活用に振り向けていきたいという政策目的がありました。そして、その背後には、再び職業後見人の報酬の国家負担が大き過ぎるので、これを削りたいということで、先ほどの法律に代えて「後見人及び世話人の報酬に関する法律」という新しい法律が制定されました。これが現在も引き続いている基本的なドイツの後見人報酬制度のベースになっています。

このときに、後ほど御覧いただく形になりますが、ある種の世話報酬の固定化、定額化がなされました。この定額化の結果、特に職業後見人、職業世話人の側からは、もらえる報酬がダウングレードしたという批判がかなり強くありまして、このことは、また次の改正につながっていくことになります。

直近では、一昨年になりますが、2019年に「世話人及び後見人の報酬の調整に関する法

律」という新しい法律が通りまして、この法律によってこの「後見人及び世話人の報酬に関する法律」を改正したという形になっています。具体的には、世話社団の運営財源の確保をしなければいけない。そのためにも標準報酬額を引き上げる必要性がある。先ほど申し上げたように、職業世話人の側からも、定額化された結果、仕事に見合わない報酬額になっているということで、それに対する対応もあったわけです。さらに、最後に御紹介しますが、特別手当ということで、定額報酬にプラスアルファで例外的に加算する仕組みを導入した形になっています。

そして、現行制度はどういう形になっているかということですけれども、大きくはこの 3つがポイントになります。順番に見ていきます。

低資力者に対する報酬が国庫負担であるということは、先ほども申し上げました。これは報酬だけではなくて、経費、いわゆる費用についても同様です。日本法と同じく本人負担が法律の原則なのですけれども、例外として、本人が無資産・無資力である場合には国庫が負担するということが、民法上、実は明文化されています。そして、無資産の基準というのは、ドイツには社会法典と言われている社会保障法を集めた法典があるのですけれども、その社会扶助、つまり日本で言うところの生活保護に近いシステムのところで具体的な基準が示されています。国庫負担の具体的な拠出先というのは、各ラント、つまり各州レベルの司法省の予算になります。連邦政府予算でなくて州政府レベルの予算となります。そして、厚生労働省的なものではなくて、日本で言う法務省の予算で行われているということも特徴になるかと思います。

無資力の基準なのですけれども、生活保護と似たようなシステムですので、所得基準と 資産基準があります。所得として月額848ユーロ、1ユーロ130円換算で11万円ぐらいある 場合には、一部でも報酬を自己負担しなければいけないという形になります。所得が定額 報酬に足りなければ、その分は国庫が支払う形になります。

資産の基準ですけれども、保有資産の原則的な上限として、現状では、単身者の場合には日本円で65万円程度の現金と預貯金は保護される形になりますが、それ以上の現金等を持っている場合には、その分を報酬に充てる形になります。

具体的な例で御説明申し上げます。単身者 X が月額1300ユーロの年金を受け取る一方で、 月額300ユーロの家賃を支払っていると、この場合の所得は1000ユーロになりますので、先 ほどの848ユーロという所得制限金額を控除した152ユーロまでは、理論上、世話報酬の支 払いの原資として充てなければいけない形になります。

もう一つ、こちらも同じ単身者の場合で、所得は限度額以下の月額700ユーロです。基準額の848ユーロを下回っているわけですが、預金口座に1万ユーロの残高がある。この場合、今度は資産保有制限が引っかかってくるので、この預金口座の残高が5000ユーロを切るまでは自腹で世話報酬の支払いに充てる。そうして5000ユーロを切ったところで、今度は収入が基準額に満たない月額700ユーロですので、基本的には世話報酬費用は国庫負担になるという形になります。

ドイツでも日本と同じく、世話は無償性原則、無償が原則となっています。これと関連する民法典上のルールとして、基本的には職業世話人や法人後見人よりも名誉職世話人、つまり無償の世話人を優先的に選任するというルールが明文でございます。さらに、ドイツでも複数世話人が選任できますので、名誉職世話人が例えば3人がかりであれば支援ができるということであれば、職業後見人ではなくて名誉職世話人を3人選ぶことによって無償性枠で対応するという形になります。

この名誉職世話人というのは、原則的には報酬請求権を得られないのです。この点も日本と大きな違いがあるのですが、その代わりに、一括払いの形で費用償還請求ができて、年間399ユーロ、日本円で5万2000円程度を費用として請求することができる。この負担は本人に資産があれば本人、本人に資産がなければ国庫という形になります。

厳密に言いますと、この一括払い以外の形で、個々の費用ごとに裁判所に償還を申し立てることもできるのですが、手続的に面倒くさいですし、そちらはそれぞれの証拠も必要ということですので、多くのケースではこの一括払いが好まれていると聞いております。

この例外として、有償による世話、つまり報酬が与えられるケースというのがありまして、職業世話人の事案については、後ほど御紹介する報酬表に基づく定額算定が原則になります。そして、名誉職世話人についても、本人に資力がある場合に限って、例外的に裁判所の裁量によって、具体的には仕事量が多いとか、その仕事の内容が困難であるという場合には、名誉職世話人に対しても例外的に報酬を付与することができます。ただし、名誉職世話人への報酬付与は、報酬表にはよらずに、個別具体的な算定になります。

そして、ドイツ法の大きな特徴として、原則的に有償性は職業世話人が行うケースに限られるわけですけれども、その職業世話人については、先ほど御紹介した報酬法の中で一応の法的な定義が与えられています。生業の範囲内でのみ法的世話をする者ということで、すごくざっくりとした言い方をすると、職業活動として世話を引き受けているというイメージで捉えていただければと思います。

具体的には、「10件を超える」ですので、11件以上の世話を引き受けている場合には、職業世話人性が肯定される形になります。それ以外に、法人後見人の実際の支援担当者である社団世話人が引き受ける場合は、その担当件数と無関係に常に職業後見として認定されます。それから、例えば弁護士さんなどがその弁護士としての業務活動の一環として世話を引き受ける場合には、1件であっても職業後見として報酬表の算定基準に従う形になります。つまり、有償世話人になります。

後見人の資格水準、これは教育水準、それから世話に必要な、後見に必要な専門的知識に基づいて3種類の報酬表が用意されています。報酬表Aが、特別な資格の全くない者、あるいは特別な専門知識のない者。報酬表Bが、完結性のある専門教育を受けた者。具体的には、職業訓練や世話、後見についての専門的な研修を受けた者というイメージでよろしいかと思います。最後、報酬表Cが、大学で、例えば法学、あるいは社会福祉学のような世話の職務に役立つ専門教育を受けた者というのが対象になります。

参考資料で最後にA、B、Cの報酬表の翻訳を全部つけておきましたがが、全部見るのも煩瑣で時間がありませんので、一番安い報酬表Aだけを確認いたしますと、このような形になっています。具体的には、報酬表の構造というのは、A、B、Cそれぞれ、世話の継続期間、世話が始まってからどれくらい時間がたったかということで、これは継続期間に比例して減額される形になっていきます。見ていただけるとよろしいかと思いますが、世話開始当初が一番高い基準になって、2年以上たつと一番安い部分に入っていく形になります。それから、世話人の居所は、施設入所者よりも在宅者のほうが報酬基準が高くなる。それから、本人の資力で、本人が無資産の場合より本人に資力がある場合は高くなる。この3つの指標については、日本法の現在の報酬の感覚からも、先ほど最高裁から御紹介いただいたような感覚にも比較的合うのではないかと思います。報酬表が細かく分かれていますので、最低額の場合に月額8000円程度、最高額の場合には月額6万3000円程度ということで、どの基準に当たるかでかなり大きな開きがあるということがうかがわれるかと思います。

実は、この報酬表を算定するに当たって、特に2019年改正のときに何を基準に考えたか というと、法人後見を運営していく平均的なコストから標準額を算定したと言われていま す。

費用償還請求については、定額報酬を要求できる職業世話人は原則的に請求できません。 したがいまして、例えば遠方に住んでいるので旅費が物すごくかかったとしても、基本全部自腹というか、厳密に言えば、その報酬の枠内に入っているという位置づけになっています。ただし、例外として、世話人の本業である専門業務が提供された場合、日本法の場合には、先ほど最高裁から御説明があったように、弁護士さんが後見人として後見業務の一環として訴訟遂行した場合、それは基本的に後見報酬の中で評価される形になっているかと思うのですが、ドイツ法の場合には、それは外枠で評価される。先ほどの定額報酬とは別枠で評価されるという形になっています。

最後に、特別手当系です。この3つのパターンについて、2019年法で、先ほどの定額報酬にプラスアルファで請求できる形になりました。1つ目が、高度な財産管理による追加報酬ということで、例えば、本人の金融資産が最低15万ユーロ、日本円で2000万円以上あって、これを管理しているというケース。それ以外に、本人あるいはその配偶者が使っていない住宅を管理している。あるいは本人の事業を管理している。基本的には職務の高度さ、困難性と結びついて、こうした業務を引き受けている場合には毎月30ユーロ加算されることになります。

特に注目すべきは、名誉職世話人と職業世話人の交代時期に特別手当が出るというのが2019年法の大きな特徴で、名誉職世話人、日本で言えば親族後見人、市民後見人から専門職後見人に交代した場合には、職業世話人に一時金として200ユーロ、役2万6000円が支給されます。これは引継ぎに相当な業務量が発生するので、その分の報酬という形になります。

逆に、職業世話人から名誉職世話人に交代する場合には、交代時点で職業世話人に支給されるべき、先ほどの報酬表で決まる定額報酬の1.5倍の額の一時金手当をプラスで支給する。要するに、これによってなるべく名誉職世話人に多く交代させる、そのインセンティブをこの増額によってもたらそうとしているというのが現在の大きな特徴になろうかと思います。

ちょっと時間をオーバーしてしまいましたけれども、私からは以上で説明を終わりたい と思います。どうもありがとうございました。

○新井主査 上山委員、ありがとうございました。

それでは、上山委員の報告についての質疑応答に移ります。時間は大体10分を予定しております。なお、上山委員の御報告には世話法に関する基本的な説明もありましたが、時間の関係もありますので、もし可能であれば、報酬についての質疑応答をいただければ幸いです。どこからでも結構ですので、質問を出していただけますでしょうか。

久保委員、お願いします。

○久保委員 ありがとうございます。

ただいまの上山委員の御説明、ドイツの専門性とその業務について支払う体系はよく理解はできたのですけれども、後見制度を使うとどんな支援が得られて、幾らぐらいになるのかというのがよく分からないなと思っておりました。私たちの家族としては、その辺のところはどうなっているのかということが分かれば、選ぶことができるかなとは思っております。うちの場合はこういう状態だけれども、それで後見をやってもらうと一体どのくらいかかるのだろうというのがよく分からなくて、取られる感がすごくあるという感覚を持っておりますので、その辺のところが具体的に分かれば、教えていただけたらありがたいと思っております。

それから、今のお話の続きのようになりますけれども、取られる感を払拭して、納得して支払うということになるために、後見人がやるべきことをやらないときには交代させられるということもドイツのほうではしっかりとやっておられるのかなとも思っておりましたので、その辺のところも具体的にお知らせいただいたらありがたいと思っています。

そして、しっかりと業務をやっておられる専門職には一定の専門職に応じた報酬が支払 われるということは、今、無資格者と資格者で単価が違うということの御説明がありまし たので、その辺のところはしっかりできているのかなと思っております。私どもとしては 日本でもそういうことは必要だと思っております。

一方で、報酬を払うことが難しい利用者に対して国のほうの助成金があるということですけれども、ドイツも国のほうがなかなかしんどくなってきて減額を何回もなされている、工夫をされているということも、今、分かりました。そうはいっても、日本の場合も、基本の報酬があっても払い続けることが難しい人というのも、知的障害の場合、障害者の場合、たくさんおられると思いますので、その辺のところに個別給付的に踏み込むような新しい助成の在り方を検討していただけたらありがたいと思っております。ドイツにおいて

後見人の業務で義務とされているものは何なのか、そして、本人と面談しないような後見 人というのはどんなふうになるのかということも上山委員に教えていただけたらありがた いと思っています。

以上です。

○上山委員 ありがとうございます。

まず第1点の職務範囲なのですけれども、日本法よりも幅広い形になります。というのは、日本法上、後見人の職務に入っていないいわゆる身上保護の業務が正面からドイツ法では入れられていますので、例えば医療的な支援とか介護的な支援について世話人に権限が付与される。日本風に言うと、医療同意権や施設入所権というのが、限定的な形でありますけれども、職務対象に入ってくる形になります。

それから、今日は日本の法律家に分かりやすいように、法定代理権という観点から説明申し上げたわけですけれども、報告の中でも少し触れましたように、〇〇に対する法定代理権の付与という形ではなくて、不動産の管理であるとか本人の身上保護についてであるとかという形で職務範囲が決定されて、その範囲内で必要な代理権も行使できるというたてつけになっていますので、どこまで事実行為を含むかという点ではやや議論の余地はあるのですが、少なくとも日本法よりはその点でも幅広になるだろうということが言えるかと思います。

2点目の報酬については、御報告の中で申し上げたように、基本的には資料としておつけいたしました定額の報酬表で具体的な金額が定まる形になっていますので、実は具体的な仕事量の多さや少なさというのは直接評価の対象になりません。むしろ、報酬表がなぜ11件以上持っている職業後見人、職業世話人、法人後見に限定されているかというと、11件以上の世話、後見を引き受けていれば、言葉は悪いかもしれませんけれども、比較的楽な案件もあれば、かなり大変な案件もあるだろう。しかし、それぞれについて報酬表が当てはまる金額にばらつきがあるので、引き受けている全体を丸めて計算すれば、そこそこの報酬になるだろうと。そういう前提で考えられているので、実は個々の案件ごとの適正というのはその限りでは評価されない。日本法とは逆の形になります。

その一方で、ドイツ法が、報酬と併せてたび重なる改正の中で、できる限り本人の意思を尊重しようという形の改正を積み重ねておりまして、基本的には、法定後見についても本人に法定後見人の原則的な指名権があります。本人が申立てのときに、この人がいいと言った場合に、特別な不都合、例えばその人が本人を虐待しているとか、明らかな利益相反性があるとか、そうした場合を除けば、裁判所はその本人の意向に拘束されるという形になっています。

その後の交代等の手続についても、これは法人後見の中の担当者の変更まで含めてなのですけれども、本人の意向を強く反映させる形で適宜交代が認められる形になっていますので、その点では、現行の日本法よりも相当柔軟に、その時点時点での御本人の意向を酌みやすい形になっているのではないかと思います。

差し当たり、そのあたりの回答でよろしいでしょうか。

- ○新井主査 時間が押してきていますけれども、中村委員、手を挙げられましたか。 中村委員。
- ○中村委員 上山先生のお話をいただいて、報酬助成についてのところでもお話しできる ので、そちらでもいいかなと思って。
- ○新井主査 そうですか。了解しました。

ほかはいかがですか。ちょっと時間が押してきているのですけれども、大事な点でもあるので、もし一、二あれば、お願いしたいと思います。

そうしたら、上山委員、私、進行役で申し訳ないのですけれども、ドイツと日本を比較してみると、一番大きい点は、ドイツの場合、裁判所に報酬の決定権がない。逆に日本は、裁判所がほぼオールマイティーの決定権を持っている。ここのところが基本的に大きく違うということです。

2点目として、これはすごく参考になると思うのは、ドイツの場合、司法予算と社会保障法上の予算の両方を使っているというところも非常に大きな特徴なのです。日本は司法予算から成年後見に出すということはないわけですけれども、このあたり、これからどうしていくかということを考えていく必要があると思うのです。

もう一つは、ドイツの世話法は身上保護ということをすごく重視していますけれども、 報酬体系の中で、端的に、身上保護にこれだけ力を入れたから報酬はこうなるという目に 見えるような規定というのはあるのでしょうか。感想でも、簡単な回答でも結構なのです けれども、よろしくお願いします。

〇上山委員 まず、裁判所の役割について1点補足を申し上げますと、基本的に、職業世話人の報酬については、民法典の外に先ほど御紹介した報酬法という法律がありまして、そちらに定額報酬が定められていますので、ちょうど日本の診療報酬とか介護報酬と同じように、その部分については裁判所の決定権限は確かにございません。その一方で、例外ではあるのですけれども、名誉職世話人に例外的に報酬を付与するような場合には、裁判所の裁量で金額が決まる形になりますので、必ずしも全てが裁判所のハンドリングから離れているというわけではないと言えるかと思います。

もう一点、付随的に申し上げますと、報酬の決定については、実はドイツは裁判官ではなくて司法補助官の役割になっています。世話裁判の手続、つまり、世話を開始するかどうかの決定等は裁判官が行うわけですけれども、ドイツの裁判制度上、司法補助官と呼ばれる職務にかなりの権限が委ねられていまして、この世話人の報酬決定権もその司法補助官の役割となっております。そういう意味で、現在の日本の家庭裁判所の体制と人的な体制でも違う側面がありますので、両国を比較するときにその点の考慮も必要かなと思います。

新井先生の御質問なのですけれども、結局、久保委員にお答えしたのと同じような形にならざるを得ないのですが、少なくとも職業後見に関する限り、報酬定額表でやっており

ますので、身上保護面についての困難性みたいなものが必ずしも報酬面に直接反映される わけではないということが一応は言えるかと思います。

最後に、時間を取って申し訳ないですけれども、冒頭に申し上げた、今年の5月に可決して2023年1月に施行される新しい法律では、さらにその職業後見制度というのが厳密に動かされる形になって、今、まだざっくりとしか文献を読んでいないので若干不正確かもしれませんが、世話官庁に職業後見人を登録する仕組みを作ることで、個々の事案ごとに裁判所が、この人は職業後見人、この人は違うという判定をしないで報酬費用が適用されるようになるようです。それから、現在の報酬表については、2024年12月の末日までに新しく変えたこの金額でうまくいっているかどうかを報告することが義務づけられていますので、来年ないし再来年にこの制度の運用状況について詳しい資料がドイツから出るのではないかと思っています。

以上です。

○新井主査 ありがとうございました。時間のないところ、私が追加的な質問をして、さらに延長したような形になって申し訳なかったと思います。

さて、そろそろドイツから離れてよろしいでしょうか。

そうしたら、最後のところになりますけれども、意見交換に移ります。

本日の有識者からの報告や質疑応答の全体を通じて、委員の皆様から発言をいただきたいと思います。

資料1として検討項目を準備しています。最初の2つの検討項目「それぞれの担い手の基本的役割・育成と後見人等の交代について」及び「報酬決定と報酬助成のあり方について」は相互に関連することから、併せて議題といたします。その際、ドイツの例や後見人ごとの事例紹介なども踏まえて、例えば報酬を分かりやすい形で事前に関係者に周知しておくことや、市民後見人、法人後見人、専門職後見人といった担い手ごとに報酬の在り方を考えること、また、仮にこのような対応を進めるとしたら、そのメリットやデメリットなどは何なのかといった点も考慮いただくのが有益ではないかと考えております。意見交換はおおむね16時25分頃までを予定しておりますので、発言はお1人3分以内で簡潔にお願いいたします。発言のある方はzoomでの挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。

中村委員、先ほどの質問はここで関連しますか。

分かりました。

そうしたら、挙手をお願いいたしますが、いかがでしょうか。

では、久保委員、お願いします。

○久保委員 ありがとうございます。たびたび申し訳ありません。

どこでお話ししていいかよく分からなかったのですけれども、私たちの場合は主にお父 さんが無くなるか何かで相続のときに成年後見を利用するということが発生してくるとな ると思うのですけれども、その相続で後見を利用したら、一生ずっとこの後見人がついて 報酬を払い続けるということで、期間がすごく長くなりますので、若い障害者を持っている家族には納得ができない、そんな感覚があります。

要は、必要があるときだけ後見人に支援していただくとか、あとは、地域の緩い見守りで見ていただけるとか、そういう出たり入ったりできるというのですか、そういう形が私たちとしてはとても利用しやすいといいますか、そういう意味で、地域の緩い感じで権利擁護していただいて、公的なところで財産管理のチェックをしていただくみたいな感じですね。親族後見であっても。そういう緩やかな見守りみたいなものが現実的にあって、大事なときには専門職で補ってもらうとか、そういう出たり入ったりできるようなものがあればうれしいなと思っているのですけれども、そんな制度を考えていただきたいと思っています。

以上です。

- ○新井主査 久保委員は、今のは意見表明ということでよろしいですか。
- ○久保委員 はい。
- ○新井主査 ありがとうございました。 そうしたら、水島委員、お願いします。
- ○水島委員では、報酬の在り方について少し意見を述べさせていただきます。

今回、後見人等の交代についても論点に挙がっておりますけれども、この報酬の議論は、 現在の後見人だけではなく、将来交代する後見人にとっても非常に重要だろうと思います。 少なくとも相当な労力をかけて適切な後見事務を行っているのに、報酬が全く見込めない といったケースはなくしていく必要があります。これは、後見人等が損をしないようにと いうよりは、地域の社会資源、人材が少ない中でボランティア的に第三者後見人に頼って いることを続けていれば、条件不利地域あるいは過疎地域において交代をする人が見つか らない、そもそも交代の前に後見人等の成り手が見つからないということにもなってしま い、権利擁護支援を必要とする人がいても、長期間待たなければその支援を受けられない 状況となりかねないのではないかと考えます。

報酬助成については、もちろん成年後見制度利用支援事業が用意されていますけれども、 自治体の温度差はまだまだ解消されておりませんので、本日の倉敷市の報告、ご提言にも あるように、全国どこでも後見人等が一定の基準に基づいた報酬を受けられるような助成 制度への見直しが必要ではないかと思います。

さらに、先ほど上山委員が報告されたドイツの報酬制度、国庫負担の制度に関しても興味深いものでした。わが国においても、各自治体、民間のみで報酬を対応するのではなく、最後のセーフティーネットとして、本人が低所得である場合をはじめ、各自治体での助成が何らかの理由によって受けられない場合には、国が直接負担するなどの方法も考えられるのではないかと考えます。

さらに言えば、全ての国民においてが判断能力が低下したり、不十分となったりする可能性はあるわけですから、例えば生活保護の扶助の一つとして、あるいは障害福祉サービ

ス、介護保険などの仕組みの一つとして、意思決定支援あるいは成年後見制度に関するコストを、社会保障の一環として国民が公平に負担することも検討されるべきではないかと考えます。成年後見制度が、今後、司法だけではなく、福祉のサービスとして組み込まれることによって、報酬の透明性や成り手の確保、後見人等への苦情等への適切な対応等にもつながるのではないかと思い、発言させていただきました。

以上です。

- ○新井主査 ありがとうございました。
 - 続いて、花俣委員にお願いして、その後、中村委員にお願いします。
- ○花俣委員 ありがとうございます。花俣でございます。

今日のお話を聞いていて、今、新井先生から御指摘がありましたように、報酬決定に関して事前の分かりやすさ、専門職別の専門性を評価した報酬によるメリット・デメリットという問いかけがございましたので、利用者の立場としては、今、上山先生が御紹介くださいましたドイツの制度のように、専門性と業務に応じて支払い体系を作って、その支払う利用者に分かるように、いつでもきちっと事前に分かるような示し方をされているというのは大変ありがたいなと思います。報酬体系が分かることで支払いの見通しが立てられるということは大きなメリットだと思いますし、また、どのような業務に幾ら払っているかということもおおよそ察しがつく。これはもう納得のいく支払いにもつながると思っています。

もう一つ、面白いなと思ったのが、専門職から非専門職へ交代するときに加算が設定されている。この加算が設定されていることで交代がスムーズに行く、あるいは促進されるというメリットもあるのかなとお伺いしました。

もちろん、報酬が事前に分かる、あるいはどのぐらいかかっているかというのが分かるというのはとても大事なことなのですけれども、もう一つ大前提としては、ちゃんとした業務を行わない後見人がいるという声が間々聞かれます。今日、それぞれの専門職から事例を発表していただいて、本当に御苦労なさっているのだな、利用者サイドはこんな人もいるのだなということも感じはしたのですけれども、その真逆のこともあります。そういう意味では、ちゃんとした業務を行わない後見人がいる場合には交代できるという仕組みにしてほしいということは改めて申し添えたいなと感じた次第です。

たくさんの事例、しかも具体的な事例を幾つもお示しいただいたそれぞれの専門職の先生方には、ここで改めてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。 引き続きよろしくお願いいたします。

以上になります。

- ○新井主査 ありがとうございました。
 - 中村委員、お願いします。
- ○中村委員 今日の説明と報告、大変ありがとうございました。大変分かりやすく聞かせていただきました。特に最後の上山先生のドイツにおける法定後見人の報酬制度について

は、大変興味深く聞かせていただきまして、今後の協議に大変役に立つなと思いました。

その説明の中で、ドイツでは、業務の重要性と供給体制を見ながら報酬の加算・減算等の在り方の見直しを続けていることですとか、無資産者の報酬助成について司法省が行っていること、それと、後見人が適切な業務を行うように後見人の交代の報酬加算というような報酬も導入しているところについては、貴重な御説明だったと思います。

今日、最高裁からも、裁判所においてもヒアリングを含めて基本的な考え方が検討されているというお話を聞きましたが、今後、検討を進める上で、先ほど出たような業務の重要性ですとか供給体制を見ながらの報酬の加算・減算の在り方、そして、それを繰り返し見直していくという重要性がまず重要だと思っていますので、まず、それの第一歩として、現状の実態調査についてしっかり取り組んでいただきたいというお願いが1点でございます。

特に倉敷市からも、利用支援事業については自治体ごとで異なる実態から、調査の必要性というお話もされました。特に報酬額については地域性。私、北海道なのですけれども、仮に北海道と東京では専門職の数も違ったり、そういう中で報酬の価格設定も違っていると感じますので、現時点でどのような判断がされて、どれぐらいの財産の人が成年後見を利用していて、どのような後見実務についてどれぐらいの報酬審判が出ているのか、これをしっかり調べた上での報酬の目安というのを作っていただきたいと思います。

このようなデータを持っているのが家裁だと思いますので、ぜひとも家裁において調査を行っていただいて、その結果については、こういう場、そして公開の場も含めて実施をいただきたいと思います。

もう一点でございますが、法人後見の安定的な運営を進めるためにも、法人後見に必要な運営費ですとか、報酬助成だけではなくて、法人後見の運営補助をどうするかも重要な視点だと思いますので、これにつきましては家裁と厚労省で共同した調査もお願いしたいということで意見を述べさせていただきます。

以上です。

- ○新井主査 中村委員、ありがとうございました。 引き続いて、住田委員、お願いします。
- ○住田委員 ありがとうございます。

私からは、今日、報酬の議論にありましたように、中核機関としてもドイツのような報酬体系を示していただけると説明しやすく、また、利用される御本人や親族も納得していただきやすいと思いました。そこで、現在の業務や報酬について調べていただいて、データに基づいた運用改善によって、このような報酬の見える化に取り組んでいただきたいと思います。最終的には、ドイツを参考に、報酬の在り方を含め、法定後見の基本構想について見直していただきたいと思いました。

また、報酬の審判があっても、実際には受け取れない場合もありますが、家裁のデータ を調べても受領の有無は分からないという議論もあります。家裁では毎年後見人等が提出 する収支状況報告書などから受領の有無を確認でき、また、翌年受領していない場合も、 経年でデータ化することにより受領の実態や課題も把握できると思われます。この点についても御検討をお願いしたいと思います。

先ほど新井委員からも御発言がありましたが、ドイツは、司法省、日本で言う法務省の補助を出しています。日本で言えば、厚労省だけでなく法務省も法律職の専門職が専門性を発揮した場合、後見の助成をするなどの検討をしていただければと思いました。

以上です。

- ○新井主査 ありがとうございました。 続いて、多田委員、お願いいたします。
- ○多田オブザーバー ありがとうございます。倉敷市から意見を申し上げます。 担い手の役割についてと報酬の在り方についての2点申し上げたいと思います。

法人後見支援における役割について、家庭裁判所が法人後見についてどのような課題を認識しているのかを整理した上で、中核機関が具体的にどのような支援をするのかを整理する必要があると思います。福祉的な課題の解決が困難なケースや虐待ケースなどは、中核機関の設置の有無にかかわらず、既に市町村が支援を行っておりますので、法人後見支援について各関係機関の役割分担も併せて整理する必要があると考えております。

また、課題として、入所施設の事務所等で金銭管理を行っているという話をよく聞きます。このような施設入所されている方などの金銭管理の実務の実態を把握した上で、それぞれの支援者の金銭管理事務の範囲を整理し、身上保護を含めた本人の意思や利益が最も尊重されるような役割分担の見直しが必要だと考えております。

それから、報酬の在り方についてです。今後、報酬助成の在り方を見直した際のことについて意見を申し上げます。例えば特別な事情により訴訟と紛争解決や不動産売却に伴う登記手続などの法的事務を行ったことにより付加報酬が発生する場合、その付加報酬に関する報酬助成については、法テラスのような仕組みを用いて法務省などで予算化できないかということも検討に加えていただきたいと思っております。

また、担い手の基本的な役割に関して、先ほど役割分担の見直しが必要ということも申 し上げましたが、報酬決定についても、この役割分担の実態に即した算定構造になること が望ましいと考えております。

それから、地域生活支援事業の国庫財源の確保についても意見を申し上げます。地域生活支援事業の種目によっては、促進事業として国で基準の額の10分の10まで出されているものもあると思います。今後、制度の利用促進を進めていく中で、利用促進事業についても地域生活支援事業の促進事業として位置づけるような検討をしていただけるとありがたいと思っております。

以上です。

○新井主査 ありがとうございました。 西川委員、お願いします。 ○西川委員 私からも意見を少し述べさせていただきます。

倉敷市さんに対して質問もさせていただいたところなのですけれども、利用支援事業、報酬助成を在宅案件と施設入所の案件で分けて考えると。これは一定の合理性はあるとは思います。一般的に言うと、施設入所のほうが安定していますし、在宅のほうがそうではない困難な部分があることは事実だと思います。ただ、これは、基礎的・基本的な事務だけを前提とすればそうなのですけれども、特に専門職が後見活動をする場合には、施設入所であっても付加的な事務をたくさん行っているという場合がありますし、在宅であっても基本的な事務のみということはあります。特に専門職の場合は付加的事務を行った場合、それを適切に評価していただくときに、今の、単純に施設入所か在宅かという区分けは合理性がないのかなと思う部分もあります。

さらに言いますと、施設入所と言いましても、特養に入所している安定した状態ということもあれば、入院をして退院しなければいけない、ロングのショートステイにつないで、次どうしたらいいのかというのも、全部、施設入所ということになっているとすると、その困難さというのは全然違うわけです。我々専門職の立場で言うと、裁判所はそこを分かってくれているのでしょうかという思いはすごく持っているのです。

ということなので、専門職の専門性の評価という点でお願いしたいのですが、今日の上山先生のお話でドイツの例もお聞きしていると、後見事業の内容や負担と関係なく一定の額に収れんされていくということもやむを得ない部分はあるのかなと思います。

例えば11件という話が出ていましたけれども、リーマンサポートの会員でデータを取りますと、1会員当たりの受託件数は8件ぐらいという統計になっております。ただ、最多分布帯は2件とか3件というところにありまして、非常に多くの件数を受けている会員がいるものですから、8件ぐらいになっているというデータです。そうすると、11件以上でないと専門性がないということだと、大半の会員が専門性がないという区分けになってしまうのかなとも聞いていて感じました。

いずれにせよ、これまでの専門家会議でも出ていたのですけれども、少なくとも現行法のたてつけでは、成年後見制度、特に専門職が関わる場合には、レスキュー型と言いますか、専門職の専門性が必要とされる場面があることは事実だと思います。そうしたときに、一定の額の報酬というのは分かりやすい面がある一方で、やはりこれは事案に応じた適切な報酬にはならないというところがあります。そのあたりは難しい課題だとは思いますけれども、これからの検討の余地があるのかなと感じました。

以上です。

○新井主査 ありがとうございました。

それでは、この後は、青木委員、星野委員の順番でお願いいたします。 青木委員、お願いします。

○青木委員 ありがとうございます。

後見の報酬につきましては、従来、862条の規定に基づいて、被後見人、後見人の資力そ

の他の事情という規定もありますことから、財産を中心とした報酬規定になっておりまして、これが、裁判所も申し上げますように、財産管理面においては客観的で分かりやすい 考慮要素だったということだろうと思います。

それに対して、それが適切でない事案というのはどういうものなのか、あるいは身上保護や意思決定支援をそれにどう反映するのかという観点から、多面的な考慮が必要になったというのが議論の出発点だと思います。しかしながら、後見人の職務の評価というのは、事務の内容や負担ということにとどまらず、今日御報告があったように、後見人の質、あるいは専門職であるかそうでないか、あるいは市民であるかといった後見人の属性とか、あるいはその専門職団体はどのように団体として養成されてしっかりとした研修をしているか、様々な面からの多面的な評価の表れであるべきだと思っております。

そういった意味では、裁判所がこの間検討いただきましたのは、様々な御苦労をいただきましたが、なお、事務の負担や内容という単一の評価軸で何とか全体を集めようということについては十分ではないと考えていますし、従来、一定の合理性を持っていた財産の管理の多寡という点が反映されない、あるいは専門性がそのままでは反映されていないということについては、なお十分な議論が必要で、これはドイツの例を見ても明らかではないかと今日感想を持たせていただきました。

また、今日の報告でありますように、就任時といっても、1年、2年、全く落ち着かないような事案というのも多数あるということ。それから、付加報酬という意味では、評価ができないようなもの。それから、以前に当事者ヒアリングでやりましたように、身上保護と財産管理というのは果たしてそんなに分けられるものなのか。むしろ、身上保護の中に日常的な金銭管理や生活上の設計というものが入ってくるとすると、一体として評価することが適切ではないかという議論さえあるということになっていきます。

また、この案というのは、必ずしも十分な給源がない地域、あるいは中核機関が育っていない地域、柔軟な交代ができずやむを得ず後見人を続けないといけない地域、様々な過渡的な状況に対してどう対応するかという視点が十分でないように思います。そういった過渡的なものと、我々が目指している新しい枠組みの中での報酬というものをしっかり区別して議論しなければ、その間の給源が枯渇する。我々専門職団体でも、各地で、もうこれ以上受けられないと言っている地域を経験している中で、過渡的な検討というのも必要だと思っています。

報酬の助成については、倉敷市さんから重要な提案があったと思いますけれども、こういった点を含め、また、法務省がいかにして支援に入ってくるか、これも大事な観点だと思っています。こうした報酬助成の問題と報酬の在り方の問題は、切っても切り離せない問題として両輪として進めていくべきであって、どちらか一方が先行することがあってはいけないということを、今日、強く感じたところであります。これからも議論を十分に深めていきたいと思いました。ありがとうございます。

○新井主査 ありがとうございました。

それでは、挙手の順番で、星野委員、手嶋委員の順番でお願いいたします。

○星野委員 ありがとうございます。今日は事例の報告の機会をいただき、ありがとうご ざいました。私からは2点申し上げたいと思います。

報酬の在り方の実態調査の話が今までの委員からも出ておりましたが、報酬額の調査だけではなくて、住田委員も言われていましたが、実際受け取れていないということは、専門職は裁判所のほうに定期報告しているはずですので、受け取れていない実態、そして、その金額が相当累積しているという案件も少なからず持っています。そういったところも含めた実態調査をお願いしたいというのが1点です。

2点目ですが、報酬の在り方の議論のところで、今回、社会福祉士会が意見を取りまとめたときに出たのですが、そもそも成年後見制度につながるまでの間の様々な関わり方というのがございます。それは、候補者にとって御本人と関係性を作っていくとか、診断書がもう取れたのだけれども、どう考えても御本人の実態と合っていない診断書が出てきている、重くなっているという事例ですね。そういったものを関係者の方と一緒に丁寧に関わりながら、医師と話をしながら、診断書について見直していただくであるとか、家庭裁判所と調整するとか、そういったことが実際ございます。そういったものについては、後見人に選任された後から報酬というのは考えられているわけですけれども、専門職はその前までの業務に関わるケースが結構ございます。もちろん、これは中核機関の職務であったり、今後、中核機関が担っていくところも多いと思うのですが、やはり中核機関の中だけでは難しい、専門職が第三者的なというか、客観的な立場で関わる事例というのはやはりあると思っています。こういったところは、今回の報酬の議論からは外れてしまうかもしれないのですが、実際にそういう事例があって、時間をかけて制度に結びついているという事例もあるということを御理解いただきたいと思って御報告させていただきました。以上です。

- ○新井主査 ありがとうございました。 それでは、手嶋委員、お願いいたします。
- ○手嶋委員 最高裁家庭局、手嶋でございます。

私からは、複数の委員からの実態調査等についても言及をしていただいておりますので、 その点を中心に2点ほど申し上げたいと思っております。

まず、倉敷市から御報告をいただいたスライドの7ページあたりでしょうか、今日の御報告にもありましたけれども、そもそも「家庭裁判所が前年度に審判した人のうち利用支援事業の対象になる人が何人いるのか情報が来ないので、財源確保」が難しいという御指摘がございました。

その点について、少し御説明させていただきますが、まず、家庭裁判所の把握する情報というのは、判断において、審判開始、それから、後見人選任の判断に必要な範囲で情報を取得するということですので、その助成の基準に該当するものがどれだけあるかという形では、情報を網羅的に把握することは困難な部分があります。

報酬付与の段階でも、後見人の行った事務に対する対価の判断に必要な範囲での情報取得になりますので、同じような面がある。また、現状で、開始審判された全ての事案で報酬付与の申立てがされているわけではないことも念頭に置く必要があると思っております。

倉敷市からも御指摘がありましたけれども、そもそも家裁の管轄地域内の各自治体で助成基準が統一されていないという現状もありまして、そのあたり、少しマクロに考えていかなくてはいけないのではないかと思っていたところです。

また、少し違う角度から、実態調査の必要性という御指摘がございました。御指摘の趣旨は分かるところではありますが、他方で、まさに今日御紹介をさせていただいたように、報酬算定の在り方を見直していこうと考えているところでもあり、どういう観点から報酬を算定するのかによって把握すべき情報も分析も異なってくるという面もあるように存じます。そういう意味からしますと、実態調査というのもなかなか難しい面がありますのと、マクロで考えていかなくてはならないというもう一つの側面があるように思っております。今日、上山委員の御報告を伺って非常に感銘を受けたわけですが、もともと、ドイツの制度と日本の制度とでは、ドイツではいろいろなものが法定されている面においてかなり違うなという印象を持って今日は伺っていたわけですけれども、それがなぜそうなったのか、そうであるのかということ、それから、そこで問題になっている事柄は、まさに今、裁判所で、個々の事案についての裁判官の判断という仕組みで報酬を算定している、そのことから出発するときに、我々が悩んでいるところと基本的に共通するところがたくさんあるなと思っておりまして、そこが強く印象に残ったところです。

報酬の算定を考えていくときには、担い手の給源確保と申しますか、担い手の確保の在り方ももちろんですし、今日話題になっているような財源の確保の在り方、国としてどういうふうにその問題に向き合っていくのかというあたりも、実際にはいろいろ絡んでくるところがありまして、そういう事柄との接点を持つのは、裁判所の個別判断からではなかなか難しいところもございます。それでも、運用の改善という意味で、一歩でも二歩でも本人にメリットが感じられるような運用に近づけていくためにどうするのかという視点で、今、裁判所としてできる限りの知恵を集めようと考えているところでございます。

そういう意味で、先ほど中村委員から、トライ・アンド・エラーと申しますか、やって みて、また改定していくという視点も必要ではないかとおっしゃっていただいたところは、 そのとおりかなとも思っているところでございます。

ただ、他方で、今日の最高裁からの御報告でも申し上げましたとおり、御本人の資産額が少ない事案において、特に専門職の方に関わっていただくときに費用をどう手当てするのかというところは、まさに報酬の見直しをどういう形でスタートできるのかというところにも絡む問題として切実であるように思っております。そのあたりも含めて、引き続き御相談と申しますか、裁判所としての検討もしていくわけですけれども、いろいろな方の御意見、それから、厚労省さんとの連携というのでしょうか、そのあたりも含めて力を尽くしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○新井主査 ありがとうございました。

今日は委員からいろいろと有益な意見をいただいて、とりわけ報酬について取り上げた わけですけれども、一定の成果を得たのではないかと考えております。とりわけドイツの 報告があって、そこから示唆されるものがたくさんあったと思います。日本とドイツの制 度の違いをちゃんと踏まえながら、しかし、学ぶべき点もあるので、ぜひそういうのを取 り入れていただきたいと思います。

特に私は今後の政策として重要だと思ったのは、厚生労働省と司法省、日本で言うと法務省ですね、それと最高裁判所との連携。特に予算をどこが持っていてどういう形で分配するかあたりのところは、日本流のやり方でぜひいい形を考えていただきたいと思います。ドイツの場合は、各州に司法省があるのですね。潤沢な司法予算を持っているわけですけれども、日本の法務省はそうでもない。そもそも日本の最高裁にはそういう財源がないと思いますので、その点は日本流のやり方でぜひ進めていただければと思いますし、3つの機関で協議していただきたいと思います。

- ○新井主査 青木先生、お願いします。
- ○青木委員 お時間が来ていますのにすみません。

データの集積・分析という件でございますけれども、観点で言いますと、現状でどうなっているかというのをまずしっかり押さえる。報酬についてどういう点が問題かというのは、印象的な議論はされていますけれども、実際にどの程度のものが誰に払われて、無報酬はどの程度あって、それが属性によって違うのか、地域によって違うのか、受け皿の違いによって違うのかということをしっかり踏まえた上で、どういう報酬に変えていくことが給源の安定化や地域の中における給源の育成につながるかということですので、まず現状をしっかり認識するという意味で、現状のデータ分析というのは全く問題なく裁判所でできるはずですので、ぜひともお願いしたいと思っています。

○新井主査 ありがとうございました。

そうしたら、上山委員、お願いいたします。

○上山委員 1点だけ情報の補足でお伝えしたいと思います。

国家予算の話が出ていましたので、実際にドイツで幾らぐらいこれにお金が投入されているかという点だけ追加情報としてお伝えいたします。

これも2015年段階のデータが最新なのですが、2015年時点におけるドイツ全土での報酬に対する国庫支出は、日本円に直して約1000億円です。それとは別に、国庫から支出される費用、名誉職、世話人等に対する経費、日本でいう費用償還の部分が、丸めると140億ぐらいになります。なので、ドイツの場合には、世話法でいう後見の報酬と費用の支出に充てるだけで年間1100億円以上の予算が組まれているということで、この規模感を日本に引き戻したときにどう考えるのかということが、これから先ほどのお話を考えていく上で重要な課題なのかなと思いました。

以上です。

○新井主査 ありがとうございました。

時間が来ておりますけれども、今日は最後のワーキング・グループですので、全体のま とめとしてこれだけは発言したいということがありましたら、お願いします。

そうですね、あと5~6分の超過は大丈夫でしょうか。

では、手の挙がった順番で、水島委員、花俣委員でお願いします。

○水島委員 重要な論点と考えましたので、時間は過ぎておりますが、発言いたします。

改めて成年後見制度利用促進法について条文を読み返しましたところ、第12条2項1号において、成年後見制度利用促進の基本計画においては、その利用の促進に関する目標を定めなければならないとされています。既に中間取りまとめや本日の議論においても、委員の皆様から様々なご提言がなされているかと存じます。これらを踏まえ、次の5か年における目標をどのように定めていくのかは非常に重要な論点かと考えますし、この目標に基づいてKPI等も作られることになろうかと存じます。そこで、目標についての議論が今こそ必要なのではないかと考え発言させていただきました。よろしくお願いいたします。

○新井主査 ありがとうございました。

住田委員も追加で挙がりましたので、花俣、住田、両委員お願いします。

○花俣委員 では、ちょっと大急ぎで。今、水島先生から目標をという御提案がありましたので、それと関連いたしまして。

これまでの議論の中では、成年後見制度のみの使いやすさとか運用の改善だけではなくて、権利擁護支援を優先させていこうという議論であったかという印象を持っています。例えば、家族が本人のために権利擁護を図れている場合というのが結構ございます。こういったときに、成年後見を利用しなくてもいい場合も実は大変多うございます。

実は青木先生の資料を読み返したところとても大事なことが書かれていました。「本人の権利や尊厳確保のための必要性、それから、ほかに取るべき手段がないのかの補充性の要件を原則とし」と。これはすごく大事なところだと思います。そして「本人の能力の最大限の発揮に向けた意思決定支援を優先させるようになっている。障害者権利条約12条ではさらに最終的な資源として限定する」という記載がございました。この「必要性」であるとか「補充性の原則」あるいは「最後の手段」ということについては、ぜひそういった考え方を次期計画の目標に掲げていただいて、成年後見制度以外の権利擁護支援の手段も拡大していっていただければと思いました。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○新井主査 ありがとうございました。

そうしたら、住田委員、中村委員の順番でお願いしますけれども、ほかに発言されたい 方はいらっしゃいますか。タイムキーピングの関係でお伺いしたいのですが。

そうしたら、住田委員、お願いいたします。

○住田委員 ありがとうございます。では、手短に。

制度改正に向けた議論を含めて、これまでいろいろな話合いをしてきたことの方向性については全体に賛成をしています。その上で、時間を要する民法改正をまつことなく、運用改善で取り組めるところはできる限り取り組んでいただきたいと思います。例えば、後見人が望んでいない交代の仕組みについては、運用改善で取り組んでいただきたい優先課題です。また、実行目標としてのKPIも重要だと思っておりまして、市民後見の養成や法人後見の養成はKPIの設定も必要だと思います。これらの仕組みは、小規模市町村や地域でのボトムアップにはもう限界があり、国や県がKPI達成に向けて仕組みや予算などの仕掛けを併せて検討していただきたいと思います。

それから、家裁との連携における課題として、後見人の交代や協議会の参加などがありますけれども、これらについては、後見人等の交代に取り組んでいる家裁の数や地域の協議会の参加している家裁の数といった、家裁についてもKPIなどを設定していただき、全国の家裁が改めて課題を認識共有し、KPIを意識することで連携が促進され、地域において運用の工夫の積み重ねとなることを期待したいと思います。

以上です。

- ○新井主査 ありがとうございました。中村委員、お願いいたします。
- ○中村委員 重複していますので一言で。

水島先生から次期目標のKPIを含めての発言がありましたので。今回の中間取りまとめの部分では、都道府県の役割の重要性というのが強く出されておりますので、KPI等につきましても、国だけではなくて都道府県におけるKPIというものも御検討いただければありがたいということでございます。

どうもありがとうございました。

○新井主査 ありがとうございました。

永田委員から挙手がありましたね。ラスト・バット・ノット・リーストというのでしょ うか。では、永田委員、よろしくお願いします。

○永田オブザーバー すみません。オブザーバーで参加させていただいております永田で ございます。発言の時間をいただき、ありがとうございます。簡単に申し上げたいと思い ます。

ワーキング・グループでの協議を踏まえて、次期計画に関連する目標の一つについて意 見を申し上げたいと思います。

中間取りまとめでは、本格的な支援体制の基盤としての権利擁護支援という位置づけを 明確にしていただきました。今回のワーキング・グループでの協議を聞かせていただいて、 この権利擁護支援を進めていく上での重要な核の一つが、司法、つまり家庭裁判所や法律 職のお力であるということを私も理解することができました。特に声を上げられない人の 権利侵害からの救済・回復に、司法や法律的な支援が重要な役割を果たしていることが明 確になったのではないかと考えています。 包括的な相談支援体制の中では、中核機関の相談窓口に限らず、そうした方を受け止めることがたくさんあるわけですけれども、こうした身近な相談窓口で、司法、法律職による助言や支援を受けられるようにしていくことで、相談支援の基盤としての権利擁護支援の内実が担保できるのではないかと感じました。

このような観点から、必要な人が必要なときに司法や法律職による権利擁護支援を受けられるようにすること、こうした支援の敷居を低くしていくこと、言い換えれば、本人らしい生活を地域で支える、司法と福祉の連携強化をぜひ次期の目標として考慮していただきたいということを感じましたので、最後に申し上げさせていただきました。どうもありがとうございました。

○新井主査 ありがとうございました。

意見交換の時間はこれまでといたします。時間を超過してしまったことをおわびいたします。

福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループは今回で終了しました。委員の皆様の意見等については、私から次回の専門家会議に報告いたします。

それでは、本日の議事はここまでといたします。

事務局から今後の予定等について連絡をお願いいたします。

- ○成年後見制度利用促進室長 本日で最後のワーキングとなりました。次回は10月25日午前10時から、第11回専門家会議の開催を予定しております。また、本日の議事録につきましては、速記が起きてきた後に委員の皆様それぞれに確認をいただいた上でホームページに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。
- ○新井主査 それでは、本日の議論は以上とさせていただきます。

私のつたない司会にもかかわらず、委員の皆様、事務局の皆様から多大な御支援をいた だいたことに心から感謝いたします。

御多忙の中、本日はありがとうございました。終了といたします。